

多国籍企業の財務報告にかかる 論点整理：会計基準の国際的 調和の動向を踏まえて

あおき やすはる さわい こうき てんぱくじゅんや ふたえさく なおき
青木康晴／澤井康毅／天白隼也／二重作直毅

要 旨

本稿では、多国籍企業の財務報告を多面的に考察することにより、会計基準の統一のみでは解決し得ない、財務報告にかかる課題や制約等の整理、検討を試みる。具体的には、多国籍企業の財務報告をめぐる問題として、会計を取り巻く制度的要因が会計実務に与える影響、組織構造の複雑性を背景とした会計的裁量行動（利益調整）、在外事業体の外貨換算会計基準の3つを取り上げ、会計基準の統一によって財務諸表の比較可能性が確保されるかどうか等について、先行研究のレビューを通じて検討する。検討の結果、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）による会計基準の統一には一定の意義が認められるものの、会計基準の統一のみでは必ずしも財務諸表の比較可能性は確保されない等、多国籍企業の財務報告にかかる課題や制約があることが確認された。

キーワード： 多国籍企業、IFRS、コンバージェンス、比較可能性、制度的要因、利益調整、機能通貨アプローチ

本稿は、2016年3月22日に日本銀行金融研究所が開催したワークショップ「多国籍企業の財務報告と会計基準の国際的調和」における導入論文として作成したものである。同ワークショップにおいては、座長の徳賀芳弘教授（京都大学）をはじめとする参加者から多くの有益なコメントをいただいた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者たち個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者たち個人に属する。なお、公表に当たり、若干の加筆・修正を行った。

青木康晴 成城大学准教授・日本銀行金融研究所（E-mail: yaoki@seiyo.ac.jp）
澤井康毅 慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程
（現帝京大学助教、E-mail: sawai.k@main.teikyo-u.ac.jp）
天白隼也 日本銀行金融研究所（現企画局、E-mail: junya.tenpaku@boj.or.jp）
二重作直毅 日本銀行金融研究所企画役（E-mail: naoki.futaesaku@boj.or.jp）

1. はじめに

本稿では、多国籍企業¹の財務報告を多面的に考察することにより、会計基準の統一のみでは解決し得ない、財務報告にかかる課題や制約等の整理、検討を試みる。

これまで、わが国の企業は、成長が見込まれる海外市場の需要の取込み等を図る観点から、積極的に海外進出を進めてきた。経済産業省の「海外事業活動基本調査」によれば、本邦企業の現地法人数はアジアを中心に増加してきているほか²、本邦上場企業の海外売上高比率をみると、2014年には20%近い水準となっている³等、引き続き本邦企業の多国籍化が進展している様子がかがわれる。他方、多国籍企業の財務報告には、通貨や法制度等が異なる複数の国における企業活動の内容をあわせて報告することに伴う、さまざまな困難性が存在すると考えられる。企業の多国籍化が進展する中、こうした多国籍企業の財務報告に内在する問題について改めて考察しておくことには、一定の意義があろう。

ここで、会計基準をめぐる昨今の動向をみると、その最大の特徴は、国際的調和⁴に向けた動きが継続していることにある。すなわち、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) は、2001年の設立以来、2016年3月までに16の国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) を公表しているほか、IASBの前身である国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) が作成した国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) の多くを改訂してきた。また、IFRS財団の調査によると、調査対象140カ国・地域のうち116カ国・地域が、上場企業の全てまたは大部分にIFRS⁵の適用を求めている等、会計基準の国際的な統一が着実に達成されてきている。この間、わが国においても、政府が成長戦略の1つとして「IFRS任意適用企業の拡大促進」を掲げ

1 「多国籍企業」とは、文献によりさまざまな意味で用いられているが、本稿では、国を跨いで企業グループを形成する企業を指して用いている。

2 IN-OUT型M&Aの件数も、2010年以降増加傾向が続いている（『月刊マール』2016年3月号掲載の「M&A統計」を参照）。

3 2000～14年の間、上場を続けている本邦企業1,546社のデータを用いて算定（データは日経NEEDS-Financial QUEST 2.0より取得）。

4 従来、相互に矛盾するローカル基準の相違点を解消するという意味で会計基準の「国際的調和」という言葉が用いられていたが、近年では、それをさらに強め、会計基準の相違点を完全に解消するという意味をこめて、会計基準の「国際的統一」という言葉が用いられるようになった（太田 [2007]）。本稿では、複数の会計基準が併存する現状の認識に当たっては、「調和」という言葉を用い、完全に会計基準の相違点を解消した、いわば理想的な状態を仮定して議論するに当たっては、「統一」という言葉を用いる。

5 本稿では、特にことわりがない限り、IASBが作成するIFRSとIASCによって作成されたIASをまとめた会計基準を総称して「IFRS」という言葉を用いる。

る中⁶、IFRS を適用する企業の数が徐々に増加しており、2015 年 4 月公表の「IFRS 適用レポート」（金融庁 [2015]）によれば、2015 年 3 月末時点における IFRS 任意適用企業数（適用予定企業を含む）は 73 社となっており、その時価総額は約 108 兆円（全上場企業の 18.5%に相当）にのぼっている。

IASB が会計基準の統一を図る主たる意義の 1 つは、比較可能性の向上を通じて、投資家の意思決定に有用な情報を提供することとされることが多い⁷。実際、「国際財務報告基準に関する趣意書」（IASB [2010a] par. 6）では、IASB の目的を、「明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められた単一の会計基準を開発すること」としている。そして、これらの基準は、「高品質で透明性があり、かつ比較可能な情報を要求すべき」であり、それにより、「資本市場の参加者、および他の財務情報の利用者が経済的意思決定を行うのに役立つ」としている。

こうした会計基準統一の意義は、足もと、多国籍化の続く本邦企業にとっても大きいことが頻りに指摘されている。例えば、金融庁 [2015] では、実際に IFRS を任意適用する理由として、「海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ」ことを挙げる企業が最多であることが示されている。また、（海外市場も含めた）資金調達の円滑化や、財務諸表作成コストの削減といった点が、多国籍企業にとっての恩恵として指摘されている。

もっとも、仮に「比較可能な単一かつ高品質な会計基準」の開発・適用を通じて前述の恩恵がもたらされたとしても、そのみをもって、多国籍企業の財務報告にかかる課題が全て解決されるわけではない。会計実務は会計を取り巻くさまざまな制度的要因の影響を受けると考えられるほか、多国籍企業は組織構造が複雑であるがゆえに、経営者の裁量行動に会計数値が操作されやすい（または投資家からそのようにみられやすい）こともしばしば議論の対象となってきた。これらの点は、会計基準の統一のみでは、財務諸表の比較可能性が必ずしも担保されるとは限らないことを示唆している。さらに、会計基準そのものにも目を向ける必要がある。例えば、IFRS が企業の経済実態を適切に反映できない場合も考え得るほか、「原則主義⁸」を掲げている中、各基準の適用における裁量の余地が、財務諸表の比較可能

6 「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）を参照。

7 ここで比較可能性とは、時系列比較や企業間比較に有用であるために、同様の事象には同様の会計処理を、異なる事象には異なる会計処理を適用するという財務情報に求められる特性のことをいう（秋葉 [2014] 52 頁を参照）。つまり、異なる企業が所与の経済事象のもとで類似の財務諸表を作成する場合、それらの企業は比較可能（comparable）な財務報告を行っているといえる（De Franco, Kothari, and Verdi [2011]）。

8 徳賀 [2016] が指摘するように、原則主義の概念は多義的であり、論者によってその意味するものが異なる可能性がある。本稿では、会計基準における原則主義（principles-based）とは、「基本的な概念に沿った原則的な会計処理の方法のみが示され、数値基準を含む詳細な取り扱いには設けない」方法として捉え、「広範にわたり会計処理のための詳細な判断基準や数値基準を示し、これらの記述に従って会計処理を行っていく」方法である細則主義、あるいはルール主義（rules-based）との対概念

性を妨げるとの指摘が頻繁になされてきたところである。こうした問題や制約を改めて認識しておくことは、今後わが国において、IFRSと日本基準のコンバージェンス、さらには、IFRSの強制適用や個別財務諸表への適用の是非を議論していくうえで、きわめて重要であると思われる⁹。以上の問題意識のもと、本稿では、多国籍企業に内在する会計問題を、先行研究等をもとに多面的に整理することにより、わが国において、会計基準の国際的調和の波に今後どのように向き合うべきかについて、一定の示唆を得ることを目的としたい。

本稿の構成は、次のとおりである。まず2節では、会計を取り巻く制度的要因、具体的には税制、金融システム、監査を取り上げ、これらの違いが会計実務に与える影響を検討する。次に、3節では、エージェンシー理論に基づいて、多国籍企業で起こり得る会計的裁量行動（利益調整¹⁰）を整理したうえで、会計基準の統一がそれにどのような影響を及ぼすのかについても言及する。続いて4節では、外貨換算会計基準を題材に、仮に本邦多国籍企業がIFRSを導入した場合の留意点等を考察し、5節で本稿を締めくくる。

2. 制度的要因が会計実務に与える影響

(1) 国ごとに不均一な会計実務

会計基準の国際的統一の意義としてしばしば指摘されるのは、それが財務諸表の比較可能性を高めるということである。さまざまな国の企業の財務諸表を容易に比較できるようになれば、財務報告の有用性は高まると考えられる。具体的には、投資家にとっては、収益性やリスクの国際比較をしやすくなるほか、企業の経営者にとっても、海外の同業他社やサプライヤー等に対する理解が深まることによって、投資判断等の意思決定を行いやすくなると考えられる。

.....として捉えて議論する（秋葉 [2014] 14 頁）。この点、IFRSは、米国基準との比較において、より原則主義に基づいているといわれることが多い。ただし、徳賀 [2016] が指摘するように、原則主義に基づく基準設定を標榜するIASBの原則主義に対する姿勢にも近年変化がみられており、あくまで相対的な問題としてIFRSが原則主義的であると理解しておく必要がある。

9 現在、わが国では、上場企業の連結財務諸表のみにIFRSの適用を認め（任意適用）、税法等との緊張関係を有する個別財務諸表については引き続き本国基準を適用している（連単分離）。ただし、本国基準とIFRSの差異をなくす基準のコンバージェンスは検討・実施されている。

10 現行の会計ルールのもとでは、利益計算の前提となる会計手続きの選択や見積もりに関して、経営者にある程度の裁量の余地が与えられている。そのため経営者は、自身が目標とする利益を達成するために、会計ルールの範囲内で利益を意図的に操作する可能性がある。こうした経営者による会計的裁量行動は、利益調整（earnings management）と呼ばれる（首藤 [2010]）。

しかし、財務諸表は会計基準に対して一律に定まるわけではない。実際に財務諸表を作成するうえでは、「企業に生じた具体的な事実」に会計基準をどう適用するかという解釈¹¹を行わなければならない。こうした会計実務の問題は、会計基準の問題とは区別して考えなければならない（斎藤 [2011] 6～7頁）。したがって、財務諸表の比較可能性を議論するうえでは、「ルール」としての会計基準のみならず、「ルールをどう適用するか」という会計実務の問題もあわせて考えなければならない。会計基準の統一と会計実務の統一は別物であり、仮に会計基準を国際的に統一したとしても、会計実務が同様に統一されるとは限らないため、財務諸表の比較可能性が保証されるわけではない（Ball [2006]、斎藤 [2011] を参照）。

会計基準の統一が会計実務の統一をもたらすかに関して、Kvaal and Nobes [2010] は、IFRS の適用を義務付けられた 5 カ国（オーストラリア、フランス、ドイツ、スペイン、英国）に上場する大企業 232 社の会計方針 16 項目を、IFRS 適用前後で比較している。その結果、IFRS の会計実務は国ごとに偏りがあり、企業は IFRS 適用前、すなわち自国の会計基準に基づいて財務諸表を作成していた頃の会計方針を、IFRS 適用後も広範に用いていることを明らかにしている¹¹。

会計実務は、会計を取り巻くさまざまな制度的要因の影響を受けて形成されると考えられる。Ball [2006] は、IFRS のような単一の会計基準が世界中で用いられるようになったとしても、会計実務まで統一されることはない点を主張しているが、その理由は、さまざまな制度的要因（政府が経済活動に関与する程度、法制度、証券規制、金融市場の特性、報道機関やアナリストの役割、株式の所有構造、監査人の地位や独立性等）が、ローカルであり続けるからだとしている。こうした制度的要因の多くは、財務諸表作成者である経営者にさまざまなインセンティブを与え、その影響が会計実務にも波及すると考えられる。その結果、同じ会計基準を用いていても、国や地域によって異なる適用がなされるという、会計実務の不均一（uneven accounting practice）が起こり得る（Ball [2006]）¹²。そして、会計実務の不均一をもたらす得る制度的要因の多くは、国際的に統一することが困難であると考えられる。

以上の議論から得られる重要な示唆は、「会計基準の国際的統一が達成されたと

11 Kvaal and Nobes [2010] は、こうした検証結果から、IFRS 適用後も財務諸表の国際的な比較可能性の確保は十分には達成されていないと結論付けている。なお、Kvaal and Nobes [2010] の分析期間は IFRS 適用直後の 2005～06 年であるが、同様の分析を 2008～09 年に実施した Kvaal and Nobes [2012] でも、国ごとの会計実務の偏りが報告されていることから、IFRS 適用前の会計実務が適用後の会計実務に与える影響が一時的ではないことが示唆される。また、Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW) [2014] の第 4 章は、IFRS の適用が比較可能性に与える影響を扱った実証研究の包括的なレビューを行っている。そして、実証研究の中には比較可能性の向上を示唆するものもあるが、一方で多くの実証結果が依然として比較可能性が不十分であることを示唆していると結論付けている。

12 こうした主張と整合的な議論は、Holthausen [2009]、Hail, Leuz, and Waddock [2010]、Pope and Mcleay [2011] 等、さまざまな論者によって展開されている。

しても、各国企業の財務諸表を単純に比較することはできない」ということである。特に、国を跨いで企業グループを形成する多国籍企業の連結財務諸表の比較可能性——これは IFRS 適用の意義として強調されているものである——に関して、会計基準の統一のみでは克服できない課題が存在することが示唆される。すなわち、多国籍企業の連結財務諸表は、日本だけでなく海外に所在するグループ企業の個別財務諸表（現地における財務報告や税務申告のために作成）を集計して作成されるが、その個別財務諸表は、さまざまな国や地域の会計実務の影響を受ける可能性がある。このため、たとえ連結財務諸表の作成において統一した会計処理が求められているとはいえ、多国籍企業の連結財務諸表に関しては、企業グループの構成次第でさまざまな会計実務が混在し得ることから、仮に会計基準が統一されたとしても、必ずしも比較可能性が保証されるわけではないと考えられる。

このように、不均一な会計実務の問題は、多国籍企業の財務報告を考えるうえで重要なトピックである。そこで本節では、税制、金融システム、監査という3つの制度的要因を取り上げ、これらが具体的にどのような影響を会計実務に与えるのかを検討する。

(2) 税制

課税所得の算定は企業会計¹³に基づいて行われている。例えば、わが国の法人税法 22 条 4 項では、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って益金、および損金の額を算定する旨が規定されている¹⁴。課税所得が企業会計に基づいて算定される以上、課税所得と会計利益はある程度は一致すると考えられるが、この課税所得と会計利益の一致（Book Tax Conformity: BTC）の程度をどこまで高めるかは政策的な判断によるため、BTC の程度は国ごとに異なると考えられる。

会計利益の投資意思決定への有用性の観点からみた BTC の程度を高めることの利点としては、経営者による機会主義的な利益調整を抑制することが挙げられる。経営者は、①投資家に対して事業活動が好調であることをアピールするために会計利益を多めに報告する、②法人税額を減らすために課税所得を少なめに申告するという2つのインセンティブを有していると考えられる。この点、BTC の程度を高めることによって、①と②のインセンティブにトレードオフの関係が生じ、①のインセンティブに基づく利益増加型の利益調整を抑制することが期待される（増井

13 ここでの「企業会計」は、企業の利害関係者に対する情報開示（財務諸表の作成）に当たっての会計である「財務会計」を念頭に置いている。

14 この点、中里 [1983] は、課税所得を企業会計に基づいて算定することについて、必ずしも論理的な必然性はないが、企業会計とは別個に課税所得算定のための会計を行うという二度手間を省くことが、その主な理由だと述べている。

[2014] 204～205 頁を参照)。

この点に関して、Desai [2005] は、米国における不適切会計の例をもとに、課税所得と会計利益を分離することは経営者による利益操作や租税回避につながることを指摘し、課税所得と会計利益を一致させる (BTC の程度を高める) ことによって経営者による機会主義的な利益の過大計上に歯止めをかけることができると論じている¹⁵。

他方、税務会計 (課税所得の算定) と企業会計 (投資家を中心とする利害関係者への情報開示) では目的が異なるため、BTC の程度を高めることによって、それぞれに期待される機能が制限されるおそれがある。すなわち、企業会計の観点からは、経営者の私的情報 (ある資産から得られる将来キャッシュ・フローに関する見積もり等) を財務諸表 (例えば会計利益) に反映させることによって経営者と投資家の間の情報の非対称性を緩和することが期待されるが、BTC の程度が高い場合には、経営者は、課税負担を抑えるため、将来キャッシュ・フローの増加にかかる私的情報を財務諸表に反映させることに消極的になる可能性がある。この点、税制上のルールが企業会計の実務に影響を与えるという、いわゆる「逆基準性」が存在することが知られているが、これは場合によっては会計利益の有用性を低下させる懸念がある。例えば、わが国では、減価償却費を税法上の損金に算入するためには、会計上も費用として計上しなければならないという、損金経理要件が課せられている (法人税法 31 条 1 項)。このため、税務上のメリットを享受する観点から、経営者は、有形固定資産の減価償却にかかる耐用年数の設定や償却法の選択に関して、実態とは異なる会計処理を行う可能性があることが指摘されている (日本公認会計士協会 [2010])¹⁶。仮に、こうした逆基準性によって、経営者の私的情報の財務諸表への適切な反映が妨げられているとすると、BTC の程度を高めることが会計利益の投資意思決定への有用性を低下させることにつながり得る¹⁷。

こうした BTC の程度と会計利益の情報価値を取り扱った実証研究では、BTC の程度が高いほど会計利益の投資意思決定への有用性が低下するという実証結果が報告されている。例えば、Hanlon, Maydew, and Shevlin [2008] は、米国において 1986

15 Whitaker [2005] も、課税所得と会計利益を分離することは、経営者が租税回避と過大な会計利益の計上を同時に行うことを許容することとなると論じている。この点、租税回避を防ぐために税法を複雑にすることは租税回避の手法を高度化することにつながるだけであるとして、課税所得と会計利益を一致させることの必要性を説いている。

16 なお、わが国では、有形固定資産の減価償却にかかる耐用年数や残存価額の設定について、法人税法の規定に従うことが実務上定着しており、会計上も、当面の間はこれが容認されている (監査・保証実務委員会報告第 81 号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」)。

17 税制の観点からは、BTC の程度を高めることによって税制上の政策目的が達成できなくなる可能性がある。例えば、損金経理要件が課せられたもて、設備投資を促進するという政策目的から、税務会計上は加速償却を容認した場合であっても、企業会計上、当該会計処理が不適切であった時には、企業は税務上のメリットを享受できないため、結果として政策目的が実現できなくなることが理論的には考えられる (日本公認会計士協会 [2010] を参照)。

年の税制改正によって課税所得の算定を現金主義ベースから発生主義ベースに変更した（BTCの程度が高まった）企業の会計利益と株式リターンとの関係を分析している。分析の結果、Hanlon, Maydew, and Shevlin [2008]は、発生主義ベースへの変更（BTCの程度の上昇）によって、会計利益と株式リターンの関係が弱まったことを報告し、BTCは会計利益の情報価値を低下させると結論付けている。なお、こうしたBTCが会計利益の情報価値を低下させるとした研究では、BTCの程度が高まると、会計利益の算定に当たって税負担が考慮され、経営者の私的情報が財務諸表に十分に反映されなくなる（会計利益の目的適合性が損なわれる）ことが指摘されている（Hanlon, Maydew, and Shevlin [2008]、Guenther and Young [2000]等）。

以上のようなBTCの程度が会計利益に与える影響については、長らく研究の対象とされてきたが、近年の実証研究の中には、国際的に異なるBTCの程度と会計利益の関係を検証したものも存在する¹⁸。Atwood, Drake, and Myers [2010]は、BTCの程度が高いほど所与の税引前利益に対する実際の課税所得との較差が小さくなる（ルールの範囲内で申告可能な課税所得の幅が狭くなる）ことに着目してBTCの程度を計測し¹⁹、BTCの程度が会計利益の持続性、および会計利益と将来キャッシュ・フローの関連性に与える影響を分析している。分析の結果、Atwood, Drake, and Myers [2010]は、BTCの程度が高いほど、会計利益の持続性、および会計利益と将来キャッシュ・フローの関連性が低下することを報告している。この点、概念フレームワークでも述べられているとおり、投資意思決定に有用な情報とは、すなわち将来キャッシュ・フローの予測に役立つ情報のことであり（IASB [2010b] pars. OB 2-3）、同研究の結果は、BTCの程度が高いほど、投資意思決定における会計利益の有用性が低下する可能性があることを示唆している。

ただし、BTCの程度が利益調整に与える影響を分析した先行研究で報告されている結果は一様ではない。Blaylock, Gaertner, and Shevlin [2015]は、Atwood, Drake, and Myers [2010]をもとにBTCの程度を計測したうえでBTCの程度と利益調整（利益平準化や財務報告に含まれる裁量性）との関係を分析し、BTCの程度が高いほど利益調整が行われることを報告している²⁰。他方、Tang [2015]は、Atwood, Drake, and Myers [2010]によるBTCの程度の違いを表す指標に加えて、利益調整や租税回避の影響を除いた制度的なBTCの程度の違いを抽出した指標を用いて、国ごとのBTCの程度の違いが利益調整や租税回避に与える影響を分析し、BTCの程

.....
18 BTCの程度と会計情報の有用性の関係についての近年の研究成果を紹介するものとしては、村上 [2016]を参照。

19 具体的には、税支払額を、税引前利益やその他のコントロール変数（国外への税支払額と配当額）で説明するモデルの予測誤差（予測誤差が大きい〈小さい〉ほどBTCの程度が低い〈高い〉）をBTCの程度の代理変数として用いている。

20 Blaylock, Gaertner, and Shevlin [2015]は、こうした結果が得られる理由として、利益調整を検出するための追加的な情報（課税所得と会計利益の乖離）がなくなってしまうこと等を挙げている。

度が高いほど利益調整が抑制されることを報告している²¹。また、Tang [2015] は、こうした制度的な BTC の程度が利益調整を抑制する効果については、IFRS の適用とは無関係であることを報告している²²。

以上の整理を踏まえると、BTC の程度を高めることが会計利益の投資意思決定の有用性の向上に資するかどうかについては画一的な見方は示されておらず、経営者の置かれている状況等を踏まえた財務報告に対する姿勢をどのように想定するかによって結論が異なり得ると考えられる²³。しかしながら、財務報告（会計利益）は、それぞれの国の税制の影響を受けるため、たとえ会計基準を統一したとしても異なる税制のもとで報告される会計利益は単純には比較できないということは指摘できよう。

(3) 金融システム

財務諸表の作成者（経営者）と利用者間の情報の非対称性の緩和に関する要請は、金融システムの姿、すなわち金融仲介機能を果たす主体やその手段によって異なると考えられる。具体的には、①直接金融か間接金融かによって、経営者とステークホルダー（直接金融の場合は個人または機関投資家、間接金融の場合は銀行等の金融機関が想定される）間の情報の非対称性の程度が異なるため、財務報告における情報開示の水準（適時性等）に対する要請が異なると考えられるほか、②資金調達の手段が資本（equity）であるか負債（debt）であるかによって、財務報告の特性（会計上の保守主義²⁴）に対する要請が異なると考えられる²⁵。このような財務報告に対する要請の違いは、会計実務、ひいては財務諸表の内容（会計利益等）にも影響を及ぼすものと考えられる。なお、①と②は現実的には重なっている部分もあるが、財務報告に対する要請という点では異なる側面を有すると考えられ

21 Tang [2015] の分析によれば、日本は分析対象の 32 カ国の中で最も BTC の程度が高いとされている。

22 Tang [2015] は、BTC の程度と租税回避の関係についてもあわせて分析を行っており、BTC の程度が高いほど租税回避が抑制され、その効果は IFRS の適用とは無関係であるという、BTC と利益調整に関する分析と同様の結果が得られたことを報告している。

23 実証研究の結果は、BTC の程度が会計利益にもたらす影響についての全体としての傾向を示す証拠としては有用であるが、政策的な問題としては、BTC の程度を高めることが特定の企業における租税回避ないし過大な利益計上を抑制する可能性も踏まえて判断することとなる。

24 会計上の保守主義は、費用と損失はできるだけ早期にかつ多く計上する一方、収益と利得はできるだけ遅くかつ少なく計上するという、利益の認識、および測定における非対称な扱いをいう（大日方 [2013] 359 頁）。

25 Ali and Hwang [2000] は、金融システムに関する各国固有の要因と会計情報の価値関連性との関係を分析し、銀行由来（bank-oriented）の金融システムを有する国（間接金融が主体の国）における会計情報の価値関連性は、市場由来（market-oriented）の金融システムを有する国（直接金融が主体の国）のそれに比べて小さいことを報告している。これは、情報の非対称性の緩和に関する財務報告に対する要請が、金融システムによって異なることを示唆している。

ることから、以下では両者を分けて議論する。

まず①について、一般的に、経営者がステークホルダーに対して個別に私的情報を提供する（情報の非対称性を緩和する）ことは、ステークホルダーが多くなるほど、実務的なコストや競争上不利になるリスクが増加するため、困難になると考えられる。したがって、不特定多数の投資家がステークホルダーである直接金融では、経営者とステークホルダーの間の情報の非対称性が大きくなりやすく、情報の非対称性の緩和に関する財務報告への要請が強いと考えられる。他方、主なステークホルダーが金融機関である間接金融では、経営者は特定のステークホルダーに対して、財務報告とは別の機会に私的情報を提供することが可能であるため、経営者とステークホルダーの間の情報の非対称性は相対的に小さいと考えられる²⁶。このため、間接金融の場合には、直接金融の場合に比べて、情報の非対称性の緩和に関する財務報告への要請が弱いと考えられる（Ali and Hwang [2000]、Guenther and Young [2000]）。

こうした情報の非対称性の緩和に関する財務報告への要請について、先行研究では、主に、将来キャッシュ・フローの変動にかかる経営者の私的情報（見積もり）を、適時的に財務諸表に反映させるかという情報開示の適時性の観点から分析されている。Ball, Kothari, and Robin [2000] は、日本やドイツ、フランスでは、企業が銀行等の少数のステークホルダーと密接な関係にあるため、財務報告における適時的な情報開示に対する要請が弱いと分析している。Guenther and Young [2000] は、5カ国（フランス、ドイツ、日本、英国、米国）を対象に、会計利益に経済実態がどれだけ適時的に反映されているかに関して比較・分析を行い、間接金融が主体のフランスやドイツに比べて、直接金融が主体の英国や米国のほうが、会計利益に経済実態がより適時的に反映されている（会計利益〈ROA〉と経済成長率〈GDP等〉の関係が強い）ことを報告している²⁷。また、関連する研究として薄井 [2015] は、本邦企業を対象に実証分析を行い、金融機関の持株比率が高いほど、財務報告における損失認識の適時性（timely loss recognition）が低い（条件付保守主義の程度が低い）ことを報告している。この理由として薄井 [2015] は、金融機関の持株比率が高い場合には、経営者はバッド・ニュースを会計利益に早期に織り込むよりも、金

26 なお、金融機関が資金提供者（預金者）と資金調達者をストレートにつなぐ典型的な間接金融ではなく、最終的な資金提供者と最終的な資金調達者の間に市場が介在し、金融機関が投資信託や証券化等によって最終的な資金提供者ないし最終的な資金調達者と市場との間をつなぐ「市場型間接金融」（池尾・柳川 [2006]）の場合には、最終的な資金提供者である投資家はもちろん、投資家と市場をつなぐ金融機関についても、企業（最終的な資金調達者）から個別に情報提供を受けて取引を行うわけではないと考えられるため、情報の非対称性の緩和に関する財務報告の要請は相対的に強いと考えられる。

27 Guenther and Young [2000] は、会計利益と経済実態の関係を左右する要因として、金融システムのほかに、法の起源や外部投資家保護にかかる法規制、会計利益と課税所得の一致性を挙げている。なお、日本は、これらの制度的な要因に関して、フランスおよびドイツと、英国および米国の中間的な特徴を有していることから、会計利益と経済実態の関係が強いという結果が得られている。

融機関との直接的なコミュニケーションを通じて情報の非対称性を緩和できるためだと分析している。

②について、資金調達的手段（資本か負債か）によって、財務報告の特性、より具体的には、会計上の保守主義に対する要請が異なると考えられる。投資家（株主）にとっては、企業価値の最大化（企業が生み出すキャッシュ・フローの最大化）が主な関心であるのに対し、銀行等の債権者は、既に行った貸付等の安全性（デフォルト・リスク）が主な関心となるため、負債による資金調達の規模が大きいほど財務報告は保守的になりやすいと考えられる（Shivakumar [2013]）²⁸。債権者の立場からみると、債務不履行時における債権回収可能額は、財務報告上の会計情報（総資産の帳簿価額）ではなく、実際の処分価額に基づく。一方、財務報告上の会計情報（例えば会計利益）は、会社法上の配当可能利益や債務契約上の財務制限条項のメルクマールとして用いられることから、債権者は、配当等による他のステークホルダー（株主等）への富の移転を抑制し、自身の債権回収を確実にする観点からは、損失認識の適時性が高く、純資産や利益を可能な限り低く評価するような保守的な会計処理を要請すると考えられる²⁹。Ahmed *et al.* [2002] や薄井 [2004, 2015] は、配当政策をめぐる株主と債権者の利害対立と保守主義の関係を分析した実証研究において、レバレッジの高い企業ほど保守的な会計処理を行うことを報告している。また、Ball, Robin, and Sadka [2008] は、22 カ国を対象とした実証分析を行い、負債による資金調達市場（debt market）の規模が大きい国ほど保守主義の程度が高いことを報告している³⁰。なお、La Porta *et al.* [1997] は、49 カ国を対象に、国ごとの資本または負債による資金調達の規模を決定付ける要因について分析を行い、英米法の影響を強く受けている国（米国、英国等）では資本による資金調達の規模が大きいのに対し、ドイツ法の影響を強く受けている国（日本、ドイツ等）では負債による資金調達の規模が大きいことを報告している。

財務諸表が備えるべき特性として、こうした金融システムの違いを背景とした財務報告に対する要請（会計上の保守主義等）の違いを反映すべきかどうかは議論が

.....
28 会計上の保守主義の観点からみた直接金融か間接金融かの違いによる財務報告への要請が条件付保守主義（情報開示の適時性）に焦点を当てたものであるのに対し、資金調達的手段（資本または負債）の違いによる財務報告への要請は条件付保守主義だけでなく無条件保守主義（資本の過小評価）にも焦点を当てたものである。条件付保守主義と無条件保守主義の違いについては、中野・大坪・高須 [2015] や浅野・大坪 [2014] 等を参照。

29 Nikolaev [2010] は、負債契約上の財務制限条項のもとでは損失認識の適時性が高まることを報告している。なお、こうした株主と債権者の利害対立に関する保守主義の機能については、浅野・古市 [2015] 等を参照。

30 なお、Ball, Robin, and Sadka [2008] は、条件付保守主義の程度をコントロールすれば、負債による資金調達市場（debt market）の規模と無条件保守主義の程度は相関関係がないことを報告している。この点は、合理的な主体であれば無条件保守主義における財務諸表のバイアスは債務契約に当たって織り込まれるため、契約支援機能の観点から重要なのは条件付保守主義だと分析している。

分かれるところである³¹。しかしながら、財務諸表の比較可能性、特に国を跨いで企業グループを構成する多国籍企業の財務報告の比較可能性を考える場合には、こうした金融システムの違いが会計実務に差異をもたらし得る点には留意が必要であろう³²。

このほか、金融システムが利益調整に与える影響を分析した研究もある。Shuto and Iwasaki [2015] は、本邦企業が他国に比べて損失を回避しようとする（将来の赤字転落を回避するため、当期の利益が赤字にならない範囲で利益減少型の利益調整を行っている）ことについて、本邦企業は銀行との結び付きが強いことが影響している（経営者は銀行との取引関係維持のために損失を回避しようとする）という仮説をたて、借入依存度と利益減少型（損失回避目的）の利益調整との関係について実証分析を行っている。分析の結果、借入依存度が高い企業ほど、わずかな利益を計上している（利益減少型の利益調整を行っている）ことを報告している³³。

(4) 監査

本節（2）、および（3）では、国ごとの制度的要因がもたらす会計実務への影響について、主に会計の機能的な側面を中心に整理してきたが、「ルール」としての会計基準を「どのように適用するか」という、会計実務に影響を与える制度的な要因としては、監査も重要である。特に、IFRS のようにリース会計等について数値

31 財務報告は投資家の投資意思決定のみに用いられるわけではない。先に述べたとおり、財務報告は財務制限条項等にも用いられており、こうした債務契約上の有用性の観点からみた場合には、望ましい財務諸表が備えるべき特性は変わってこよう。この点、Ball, Li, and Shivakumar [2015] は、原則主義のIFRSのもとでは、経営者の裁量の余地が大きい（検証可能性が低い）こと等から、財務報告の債務契約上の有用性は低下すると論じ、IFRSを適用した国では会計数値を用いた財務制限条項の利用が減少したことを報告している。

32 もっとも、ここでの議論は、金融システムの違いがその国の会計実務に広く影響を与えることを前提としているが、ここで整理した財務報告に対する要請の違いは個別企業の資金調達方法の違いのみに帰着する（金融システムの違いがその国の会計実務に広く影響を与えるわけではない）との見方もある。例えば、薄井 [2015] は、単一の国の中であっても、企業ごとの資金調達方法の違いがその企業の財務報告の内容に影響を与えることを報告している。こうした見方によれば、（企業グループ内で資金調達を行う）多国籍企業の財務報告に固有の問題として、国ごとの金融システムの違いが会計実務に与える影響について留意すべきとする本節の整理は必ずしも適当ではないと考えられる。

33 Shuto and Iwasaki [2015] は、限界税率と利益減少型（損失回避目的）の利益調整との関係についてもあわせて検証し、限界税率が高い企業ほど、わずかな利益を計上する（損失回避型の利益調整を行っている）という結果が得られたことを報告している。この結果から、確定決算主義の採用によってBTCの程度が高い（報告する会計利益が大きいと税負担も大きくなる）というわが国の税制も利益調整と関連していると推論している。さらに、課税コストをより意識するといわれ、株価を意識しなくてもよい（ステークホルダーとして銀行の重要性が高い）非上場企業のほうが、限界税率、および借入依存度と損失回避型の利益調整の関係が強いという結果が得られたことから、わが国固有の制度的な要因が利益調整に影響を与えるという仮説が妥当であると述べている。

基準を設けない原則主義の会計基準のもとでは、経営者が、個別のケースに応じて最も正確に経済実態を表す会計処理を選択することが期待されるが（鶯地 [2009] を参照）、こうした原則主義の会計基準が有効に機能するためには、会計基準を遵守した適切な財務報告がなされることを制度的に担保する監査の役割が重要と考えられる（American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee [2010] を参照）³⁴。

IFRS のような原則主義の会計基準のもとでは、監査判断の適切性に対する客観的な証拠を提供し難くなるため、監査上のリスク（訴訟リスク等）が高まる可能性があると考えられる。一方で、作成者（経営者）による積極的な財務報告（aggressive reporting）への圧力が増大し、監査法人の間の監査判断の幅を背景として、作成者が自身に有利な判断を行う監査法人を優先的に利用するという、いわゆる「オピニオン・ショッピング」を招く可能性があることが先行研究で指摘されている（Trompeter [1994]、Magee and Tseng [1990] 等）。そして、こうした問題によって、監査人の適切な監査判断が妨げられ、原則主義の会計基準に期待される機能、すなわち企業の経済実態に合わせた適切な会計処理を選択させる機能が制限されるおそれがある³⁵。

他方、原則主義の会計基準が機能するためには、監査人の監査方針、具体的には、①ルールよりも経済実態を重視する「原則指向」（principles-oriented）であるか、②経済実態よりも具体的なルールに抵触しないことを重視する「細則指向」（rules-oriented）であるか³⁶が重要である。Jamal and Tan [2010] は、カナダの 90 名の財務部門の責任者（financial managers）を参加者とした実験研究を通じて、原則主義の会計基準のもとで経営者による積極的な財務報告（aggressive reporting）を抑制するためには、監査人の監査方針としても、経済実態を重視する「原則指向」でなくてはならないと結論付けている。

ここで、監査人の監査方針は、監査人の法的責任や監査の適切性を保障するための制度といったローカルな要因によって規定されると考えられる。例えば、Kleinman, Lin, and Palmon [2014] は、監査に関する規制の枠組みの違い（監査に対する定期的な検査のあり方等）が監査の適切性に影響を与えると論じている。また、Brown, Preiato, and Tarca [2014] は、こうした監査の適切性に影響を与えるよう

.....
34 平成 24 年 2 月 29 日に開催された企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議においても、原則主義の IFRS が機能するうえでの監査の重要性が指摘されている（同会議における辻山栄子委員の発言等を参照 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/gijiroku/soukai/20120229.html）。

35 猪熊 [2015] は、監査人がこうした作成者による積極的な財務報告（aggressive reporting）の圧力等に対して、他の会計基準（米国基準等）や各国において作成される解釈・適用指針を利用して訴訟リスクへ対応しようとする旨を指摘している。こうした事実も、会計基準を統一したとしても、会計業務に関しては、引き続き国ごとの差異が残る可能性を示唆している。

36 Jamal and Tan [2010] は、このほかに想定される監査方針として、顧客の立場を優先する「顧客指向」（client-oriented）を挙げている。

なローカルな要因（監査資格、監査の監督機関による制裁の有無、監査人のローテーション義務の有無等）が国ごとに異なることを示している。

本節は望ましい監査のあり方を論じるものではないが、以上のような各国における監査事情の差異を踏まえると、たとえ会計基準が統一されたとしても、特にそれが原則主義の会計基準である場合には、会計実務のレベルでは引き続き差異が生じる可能性があることが示唆される。長い目でみれば、IFRSの適用を通じて監査人の監査方針等についてもグローバルに収斂していくことも考えられるが³⁷、こうした監査をめぐる問題は、会計基準の統一の意義を考えるうえで1つの重要な論点となり得よう。

(5) 小括

以上のとおり、財務諸表の内容は、会計基準だけでなく、会計を取り巻く制度的要因によって形成される会計実務の影響を受けるため、会計基準の統一だけでは調整できない差異が存在し得る。この点については、異なる国に所在（上場）する企業グループの間の財務諸表の比較可能性において問題となるだけでなく、国を跨いで企業グループを形成する多国籍企業については、たとえ同じ国に所在（上場）している場合であっても、その連結財務諸表の比較可能性が必ずしも確保されるわけではないことを示唆している。

なお、これらの点を踏まえつつ、財務報告の比較可能性の向上をもう一步進める方策としては、税制等の会計を取り巻く関連制度を含めて対応することが考えられる³⁸。実際、IFRSの強制適用後の欧州各国の動きをみると、例えば、ドイツにおいては税法上の逆基準性（損金経理要件）にかかる規定が撤廃されたほか、イタリアにおいてもIFRSにあわせて税法を抜本的に見直す等、課税所得と会計利益のつながりを弱め、統一的な会計処理の実現を妨げないような法改正が行われている（久保田〔2014〕40、60頁、藤田〔2015〕等を参照）。

もっとも、ここで重要なポイントは、各国における会計実務の違いを生み出し得る諸制度は、それ自体が一定の合理性を有していることである。例えば、本節(2)でみたような税制と企業会計の密接な関係は、算定される課税所得への影響のみならず、会計利益の情報価値の観点からも一定の合理性が認められる。したがって、仮にこうした制度変更を通じて会計実務においても統一を図る（財務諸表の比較可能性の向上を図る）場合には、現在、合理的に設計されている諸制度を国際的な潮

37 平成27年4月15日に開催された企業会計審議会第2回会計部会における関根愛子委員の発言等を参照（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/gijiroku/kaikei/20150415.html）。

38 例えば、税制に関していえば、現実的かどうかはさておき、①企業会計との関係を遮断する（BTCの程度を低下させる）、②税制を国際的に統一するといった対応があり得る。

流にあわせて変更することに伴う影響が、そのコストとして想定されよう³⁹。

3. 多国籍企業の会計的裁量行動

(1) 2つのエージェンシー関係

本節では、多国籍企業の複雑な組織構造に着目し、それが誘発し得る機会主義的な会計行動について取り上げる。後述のとおり、本来、多国籍化は企業の成長を意図して行われるものであるが、多国籍企業は、その複雑な組織構造等を背景として、会計ルールの範囲内で利益を調整するインセンティブが働きやすい可能性が指摘されてきた。あるいは、海外子会社が会計ルールから逸脱した不適切な会計行動をとるリスクも指摘し得る。こうした問題は、仮に会計基準が国際的に統一されたとしても残存し続ける可能性があることから、多国籍企業の財務報告を論ずるうえで、重要な論点であると考えられる。

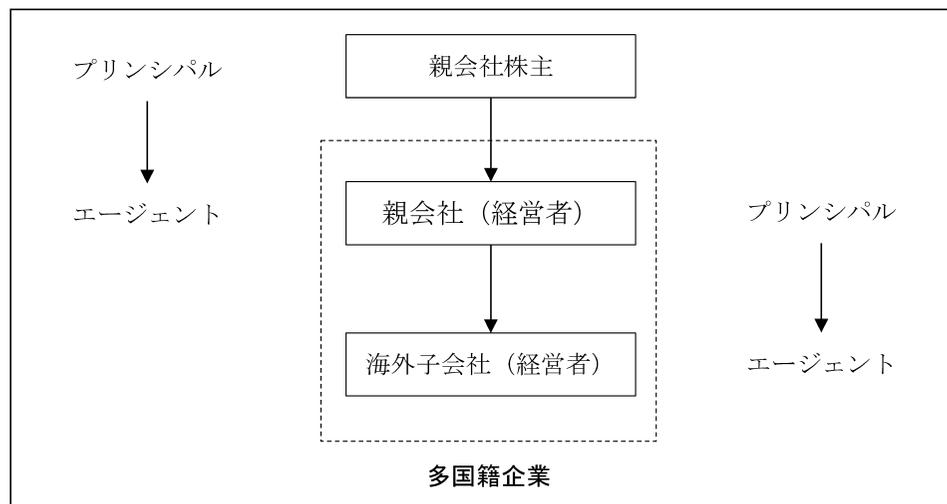
最初に、本節が理論的枠組みとして用いるエージェンシー理論について整理しておきたい。ある主体（プリンシパル）が別の主体（エージェント）に意思決定の権限を委譲し、自身の代わりに役務を遂行してもらうために契約を結んだ関係を、エージェンシー関係という（Jensen and Meckling [1976]）。エージェンシー関係においては、情報の非対称性が存在するもとで、エージェントが自身の効用を最大化しようとするために、プリンシパルにとって必ずしも望ましくない行動をとる可能性がある。こうした問題を緩和するため、プリンシパルは、エージェントとの間でインセンティブ契約⁴⁰を締結したり、エージェントの行動をモニタリングすることで、エージェントに適切な行動をとらせようとする。その際にプリンシパルが負担するコストや、エージェントによる逸脱行為によって生じるプリンシパルの富の減少分を、エージェンシー・コストという。

このようなエージェンシー関係は、株主と経営者、親会社と子会社、上司と部下等、企業のいたるところに存在し、あらゆる階層でエージェンシー・コストが発生する。その中でも、多国籍企業において特に重要なものとしては、図1に示した2

39 関連する諸制度を含めた対応に関しては、国家の主権の問題ともかかわるため、おのずと限界があるろう。また、Holthausen [2009] は、制度的要因の統一は今のところ実現される見込みが低く、もしそれを目指すのであれば、会計基準の統一よりも多くのコストや時間がかかるだろうとしている。

40 プリンシパルとエージェントの利害をできるだけ一致させ、プリンシパルに富をもたらす行動をエージェントに促すための契約（須田 [2000] 20 頁を参照）のことで、例えば、業績連動型報酬やストック・オプション等が挙げられる。

図1 多国籍企業における2つのエージェンシー関係



つのエージェンシー関係が考えられる⁴¹。

1つ目が、親会社株主をプリンシパル、親会社経営者をエージェントとするエージェンシー関係である。所有と経営が分離している企業における株主と経営者の関係は、純粋なエージェンシー関係と捉えることができる (Jensen and Meckling [1976])。すなわち経営者は、株主ではなく自身の利益を最大化するために、機会主義的に行動する可能性が示唆される。

2つ目が親会社経営者をプリンシパル、海外子会社経営者をエージェントとするエージェンシー関係である。株主と経営者の関係ほど明確なエージェンシー関係ではないとしても、上司と部下のように2人以上の主体が協力して働く場合には、エージェンシー・コストが発生する (Jensen and Meckling [1976])。この点、多国籍企業でいえば、海外子会社の運営を任された経営者が、それを任せた親会社経営者の期待通りに行動するとは限らないと考えられる。

こうした理論的枠組みに基づいて、以下では、それぞれのエージェンシー関係において、具体的にどのようなエージェンシー・コストが発生し、それは多国籍企業の会計行動とどのように関連するのかについて検討する。

.....
 41 この点に関連して Luo [2005] は、多国籍企業のコーポレート・ガバナンスには、親会社レベルのガバナンスと子会社レベルのガバナンスという、2つの階層 (tier) があると主張している。

(2) 親会社経営者による会計的裁量行動

親会社株主と親会社経営者のエージェンシー関係について議論するに当たり、そもそも、なぜ企業が多国籍化を企図するのかを整理しておきたい。その目的は企業によってまちまちであろうが、代表的なものとしては、飽和しつつある国内市場に代わる新たな販売市場を開拓することや、原材料や労働力等の経営資源を国内よりも安く調達すること等が挙げられ、いずれも利益の成長を狙った、株主にとって望ましい経営行動といえる。もっとも、現実には多国籍化が当初想定したとおりの成果を生まないことも起こり得る。海外事業は政治経済の仕組みや文化、言語等の事業環境が国内事業と異なるだけでなく、現地の経済情勢や為替レートの変動の影響を受ける。つまり、海外事業における業務の複雑性や成果の不確実性は、国内事業に比べて高いと考えられる。したがって、元々は利益成長のために行った多国籍化が、かえって業績を悪化させてしまうこともあり得る。

さらに、経営者が自らの私的便益のために機会主義的に、株主にとって必ずしも望ましくない経営行動であることを承知のうえで多国籍化を追求するリスクを指摘する先行研究も存在する。例えば、Denis, Denis, and Yost [2002] は、多国籍化が経営者にもたらす私的便益として、次の3点を指摘している。第1が、巨大な多国籍企業を経営することで得られる権力や名声で、海外に活動範囲を広げることで、経営者はより多くの経営資源をコントロールできるほか、社会的注目も獲得し得る。第2が、巨額の経営者報酬で、多国籍化によって企業規模を拡大させた見返りに、より多くの報酬を得ることが期待される。第3が経営者個人の失業リスクの分散で、多国籍企業であれば、1つの国の事業が立ち行かなくなった場合でも、他の国の事業でそれをカバーできる可能性が指摘される。この点、株式ポートフォリオを組むことができる株主にとって、リスク分散のための多国籍化は必ずしも望ましい経営行動ではない旨、同研究では指摘されている。

以上のような機会主義的な多国籍化が実際に行われているかどうかを検証するため、Denis, Denis, and Yost [2002] は、1984～97年の米国企業を対象として、多国籍化と企業価値の関係を分析している⁴²。その結果、多国籍企業は、国内企業と比較した場合、総じて企業価値を毀損させているという証拠を得ている。ここから、多国籍化という経営行動そのものが、株主に代表される投資家と経営者の間にエージェンシー・コストを発生させている可能性が示唆される⁴³。

.....
42 Denis, Denis, and Yost [2002] は、多国籍化による企業価値の増減を、超過価値 (excess value) という指標を用いて測定している。ここで超過価値とは、企業全体の市場価値と、その企業が従事する事業セグメント1つ1つの市場価値 (単一の事業に従事する国内企業の市場価値に基づいて算出) の合計の差によって計算される。

43 ただし、多国籍化が企業価値に与える影響についての実証結果は、分析対象や分析手法の違いによって必ずしも一貫していない。例えば、Choi, Hiraki, and Landi [2014] は、1995～2011年の本邦企業を

ここで、会計情報が株主と経営者の間で結ばれる契約（報酬制度等）の条件とそのモニタリングにおいて重要な役割を果たしている（Watts and Zimmerman [1986]）とすると、多国籍化が満足いく成果を生まなければ、株主は経営者に何らかの制裁を加える可能性がある。この点、経営者の動機が機会主義的かどうかにかかわらず、一般に多国籍化には多額の投資が必要となるため、その成否が業績に与える影響は大きい。したがって、多国籍企業の経営者は、自身の行動が業績にもたらす悪影響を隠す（株主からの制裁を回避する）ために、会計利益を調整するインセンティブを持っている可能性がある（Leuz, Nanda, and Wysocki [2003]）。

さらに、多国籍企業の経営者は、国内企業の経営者に比べて、利益調整を行いやすい立場にあると考えられる。その背景として挙げられるのが、活動範囲の分散、複数の通貨、高い監査コスト、異なる法制度、文化や言語の違いといった組織の複雑性が、株主によるモニタリングを困難にしていることである（Bushman *et al.* [2004]）。あるいは、組織の複雑性が、多国籍企業の経営者に多様な利益調整の手段を与えてしまうことも考えられよう。

以上の議論と統合的な実証結果を提示しているのが、米国の多国籍企業を分析した Dyreng, Hanlon, and Maydew [2012] である。同研究では、海外事業体の売上高の割合が高い黒字企業ほど、利益調整の代理変数である裁量的会計発生高（discretionary accruals）が大きいことが報告されている。

なお、Dyreng, Hanlon, and Maydew [2012] は、積極的に利益調整を実施する多国籍企業の特徴として、法の支配（rule of law）が弱い国に海外子会社が集中していることを挙げている⁴⁴。通常、海外子会社の監査は、現地の監査人によって実施される。現地の監査人が本国の監査人ほど厳格な監査を実施しなければ、不適切な会計処理を指摘される可能性は低くなる。そのため、多国籍企業の経営者は、法の支配が弱い国で積極的に利益調整を実施すると考えられる⁴⁵。

また、Beuselinck *et al.* [2016] は、世界 89 カ国の企業グループのデータを用いて、多国籍企業の親会社が子会社の利益調整（裁量的会計発生高の絶対値）に与える影響を分析している。分析の結果、法の支配が強い国で活動する親会社ほど、法の支

対象に多国籍企業と国内企業のトービンの q (Tobin's q) を比較し、多国籍企業のほうが市場からの評価が高いという証拠を提示している。

44 法の支配の強さは、犯罪や暴力の発生率だけでなく、人々がどれだけ社会のルールを信頼し従っているか、そして、契約の履行や所有権、警察、裁判所の質がどれだけ高いかによって決まる（World Bank, Rule of Law in WGI Data Sources）。世界銀行は、法の支配の強さを Worldwide Governance Indicators の一項目として国ごとに指標化しており、Dyreng, Hanlon, and Maydew [2012] ではそれを説明変数に用いている。

45 このほか、Dyreng, Hanlon, and Maydew [2012] は、積極的に利益調整を実施する多国籍企業の特徴として、タックス・ヘイブんに海外子会社が集中していることも挙げている。税率が低い国で利益調整をすれば、かさ上げた利益のうち税金として支払うべき部分が少額となるため、会計上の費用が減り、税引後利益が増えるだけでなく、手元に残る現金も多くなる。多国籍企業の経営者は、こうした節税のメリットを享受するために、税率の低い国を選んで利益調整を実施すると考えられる。

配が弱い国で活動する子会社を通じて利益調整を実施する傾向にあること、海外子会社のように会計的裁量行動を発見され難い子会社ほど、積極的に利益調整を実施していることを報告している。

これらの実証結果は、2節でも強調した、ローカルな制度的要因が存在する限り、多国籍企業の財務報告は単純に比較することができないという見方と整合的であり、同じ会計基準に基づいて作成される連結財務諸表であっても、連結範囲に含まれる子会社の所在地によって、その質⁴⁶が異なる可能性があることを示唆している。

このように、経営者が機会主義的な会計行動をとる可能性がある、会計情報を用いた効果的な契約を結ぶことは困難になる (Watts and Zimmerman [1990])。多国籍企業でいえば、経営者が多国籍化による業績の悪化等を隠すために利益調整を行うことで、株主は経営者がとった行動の成果を把握し難くなる。そのような場合、会計情報は、株主と経営者の間のエージェンシー・コストを削減するという機能を、十分に果たせなくなると考えられる。

なお、こうした多国籍企業の連結財務諸表における利益調整の問題は、必ずしも親会社経営者による機会主義的行動の結果によるものだけではなく、次で述べるような、海外子会社経営者による機会主義的行動の結果であるとも考えられる。

(3) 海外子会社経営者による会計的裁量行動

親会社経営者が企業価値向上を企図した多国籍化を行ったとしても、実際に海外子会社を運営する経営者が親会社経営者の意向に反する行動をとる可能性がある。そのため、親会社経営者と海外子会社経営者の間に、また別のエージェンシー関係が発生する。なお、海外子会社といっても、親会社との関係性や戦略上の役割によって、その実態はさまざまである。親会社への依存度が高く、親会社が策定した戦略をほぼそのまま実行に移す海外子会社もあれば、現地の顧客ニーズにきめ細かく対応するために、事業活動に関する多くの権限を与えられている海外子会社もあると考えられる。エージェンシー関係が問題となりやすいと想定されるのは、親会社が行動や成果の適切性を判断し難い、後者のような海外子会社である (Kim, Prescott, and Kim [2005])。

また、複数の国に子会社が存在する多国籍企業の親会社経営者については、子会社における法的環境や言語の違い、地理的に離れていること等のさまざまな制約を受けて、その職務 (task) が、国内企業に比べて複雑になると考えられる (Black,

.....
⁴⁶ 財務報告の質については、さまざまな測定指標が存在するが (Dechow, Ge, and Schrand [2010])、ここでは、利益調整の影響を受けていない財務報告ほど質が高いと捉えている。

Dikolli, and Dyreng [2014])。このため、海外子会社には親会社経営者の目が十分に
は行き届かない可能性がある。この点、西垣・村主 [2013] は、国内の子会社とは
異なり、海外子会社については、地理的に遠く離れているため、親会社による十分
なモニタリングができないこと等から、子会社による不正会計が生じやすい（エー
ジェンシー・コストが生じやすい）と指摘している⁴⁷。

エージェンシー理論に基づけば、親会社経営者によって十分なモニタリングがで
きない場合、海外子会社経営者は、企業グループ全体の利益よりも自身の利益を優
先した投資を行う可能性があると考えられる⁴⁸。親会社経営者が現地の事情を理解
していなければ、財務報告を受ける際にも海外子会社経営者の説明を鵜呑みにせざ
るを得ず、不審な点を指摘することは困難であろう。そして、こうした海外子会社
経営者は、親会社経営者からの評価を高め、より多くの報酬を受け取るために、あ
るいは親会社経営者に私的便益の引出しが見つけられないようにするために、機会
主義的な会計的裁量行動（利益調整）や会計ルールを逸脱した不適切な会計を行う
可能性がある。

実際、海外子会社において不適切会計が行われていることがマス・メディア等で
取り沙汰されている⁴⁹。この点、東京商工リサーチによる 2014 年度「不適切な会
計・経理を開示した上場企業」調査では、本邦企業のグローバル化を背景に、海外
子会社による不適切会計が増加傾向にあることが指摘されている。

なお、不適切会計は、会計ルールの範囲内で行われる利益調整よりも、潜在的
な法的コストが大きい。そのため、不適切会計を行う企業は、会計ルールを逸脱
した不適切な会計処理に手を染める前に、利益調整も実施していると考えられる
(Dechow, Sloan, and Sweeney [1996]、Dechow *et al.* [2011])。

47 西垣・村主 [2013] によれば、買収して間もない海外子会社であれば、どのような事業を行っている
のかすら、親会社が十分に把握していないこともあるという。

48 この点、関連する実証研究として、Shroff, Verdi, and Yu [2014] がある。世界 63 カ国の企業グループ
を対象とした同研究では、外部情報環境の透明性（①証券アナリストによる情報量、②報道機関に
よる情報量、③会計発生高と営業キャッシュ・フローの比率で示される利益の透明性によって計測）
が高い海外子会社ほど、現地の成長機会に迅速に対応した投資を実施していることを報告している。
これは、逆の見方をすれば、親会社経営者が海外子会社経営者の情報を十分に入手できない（モニ
タリングができない）場合、適切な投資判断が行われないこと、換言すれば、海外子会社経営者が自
身の利益のための投資を行っている可能性があることを表しているとも考えられる。

49 海外子会社が行った不適切会計の実例として、実体のない取引による売上高や銀行預金の水増し、現
地役人への賄賂を隠すための架空の出張費の計上等が挙げられる。「広がる不適切会計（上）」『日
本経済新聞』2015年7月10日付朝刊、「賄賂『あいさつだった』」『日本経済新聞』2013年9月12日付
名古屋夕刊を参照。

(4) 会計基準の国際的統一が利益調整に与える影響

これまでの議論から、多国籍企業においては、親会社株主と親会社経営者、親会社経営者と海外子会社経営者、いずれのエージェンシー関係においても、エージェンツが利益調整を行う可能性があると考えられる。もちろん、利益調整の問題は、国内企業でも起こり得るものの、多国籍企業においては、組織の複雑性や地理的に隔離していること等がプリンシパルによるエージェンツのモニタリングを困難にしているため、国内企業よりも問題が深刻になりやすいといえる。それでは、会計基準が国際的に統一されていくことで、多国籍企業の利益調整行動はどのような影響を受けるのであろうか。ここでは、比較的多くの国の企業データを用いて IFRS の適用と利益調整の関係を分析した、2つの実証研究を取り上げたい⁵⁰。

1つ目の実証研究として、Barth, Landsman, and Lang [2008] では、IFRS の適用によって利益調整が抑制される可能性と必ずしも抑制されない可能性の両方を指摘したうえで、実証研究を行っている。具体的には、IFRS の適用によって利益調整が抑制されると考えられる理由の1つとして、IFRS が原則主義による会計基準であることを挙げている。すなわち、原則主義のもとでは、経営者は都合の悪い会計処理から巧みに逃れることが困難になるためである⁵¹。しかしながら一方で、原則主義による会計基準が経営者により多くのフレキシビリティを与え、かえって利益調整行動を加速させてしまうかもしれないとも指摘している。加えて同研究では、IFRS 適用の副次的な効果として、財務報告システムの改善を挙げている。整備された財務報告システムのもとで IFRS が厳格に適用されれば、利益調整は抑制されると考えられる。逆にいえば、財務報告システムが適切に整備されず、会計基準が厳格に適用されない場合には、たとえ IFRS が高品質な会計基準であっても、利益調整は抑制されないともいえよう。

それでは、実際に IFRS の適用によって企業の利益調整行動は抑制されたのであろうか。Barth, Landsman, and Lang [2008] は、1994～2003 年に IFRS を適用した世界 21 カ国、327 社のデータを用いて、この点を検証している⁵²。なお、分析サン

50 もちろん、「会計基準の国際的統一」と「IFRS の適用」は、必ずしも同義ではない。しかしながら、IFRS のように世界で幅広く用いられつつある会計基準の適用が利益調整に与える影響についての実証的証拠は、(会計基準の国際的統一が実現したと仮定した場合の) 多国籍企業の財務報告を検討する際に、一定の示唆を与えると考えられよう。

51 「都合の悪い会計処理から巧みに逃れる」とは、細則主義における数値基準を逆手にとって、リース資産・負債のオンバランス化を回避すること等である。鶯地 [2009] によれば、このような「基準の逆読み」は、原則主義による会計基準のもとでは起こり難いという。

52 Barth, Landsman, and Lang [2008] が注目している利益調整行動は、利益平準化 (earnings smoothing) と損失回避 (managing towards positive earnings) である。このうち利益平準化の程度は、①純利益変化額の分散、②純利益変化額の分散をキャッシュ・フロー変化額の分散で割った値、③会計発生高とキャッシュ・フローの相関係数によって定量化される。一方、損失回避の程度は、「わずかな利益」

プルのほとんどは、IFRS が強制適用となる以前のもの、すなわち、IFRS を任意適用した企業である。分析の結果、大きく2つのことが明らかにされている。1つ目は、IFRS 適用企業は非適用企業よりも利益調整を行っておらず、その差は、IFRS を適用する以前から両者の間に存在していた利益調整の程度の差では説明することができないことである。2つ目は、IFRS 適用企業のIFRS 適用前後の会計行動を比較した場合、IFRS 適用後は利益調整の程度が小さくなっており、この変化は、同期間における非適用企業の利益調整行動の変化よりも大きいことである。以上の実証結果は、IFRS の適用が企業の利益調整行動を抑制し、財務報告の質を高めることを示唆している。

他方、Ahmed, Neel, and Wang [2013] では、Barth, Landsman, and Lang [2008] とは反対の実証結果が報告されている。具体的には、Ahmed, Neel, and Wang [2013] では、2005 年から IFRS が強制適用になった世界 20 カ国、1,631 社を対象として、Barth, Landsman, and Lang [2008] とほぼ同様の手法を用いて、IFRS の適用と利益調整の関係を分析した結果、IFRS の強制適用後、総じて企業の利益調整行動は助長されていることを確認している。このように、Barth, Landsman, and Lang [2008] と異なる実証結果が得られた理由として、Ahmed, Neel, and Wang [2013] は、任意適用と強制適用の違いを挙げている。すなわち、IFRS を自主的に採用するような企業は、そもそも質の高い財務報告を行うインセンティブを有しているため、任意適用の企業を主たる分析対象とした Barth, Landsman, and Lang [2008] では、IFRS の適用によって利益調整が抑制されるという実証結果が得られた可能性を指摘している。換言すれば、そうした会計行動の変化は、IFRS を強制的に適用することとなった企業には必ずしも当てはまらない可能性があり、むしろ、質の高い財務報告を行うインセンティブを持たない企業が IFRS を採用することによって、原則主義の会計基準が機会主義的に利用されるリスクがあることを、同研究は示唆している。その場合には、IFRS の適用が、企業の利益調整行動を加速させてしまう結果につながることも想定される。

このように、IFRS の適用が利益調整に与える影響について、実証研究では一貫した結論が得られていないのが現状である⁵³。もちろん、会計基準が国際的に統一されること自体は、本節の冒頭でみたエージェンシー・コストを一定程度低下させるものと考えられる。例えば、会計基準の国際的統一によって財務諸表の比較可能性が高まることで、親会社株主によるモニタリング・コストが低下するほか、会計情報に基づく経営管理が一元化されれば、海外子会社経営者の機会主義的な会計行

を計上する企業（純利益を総資産で割った値が0%~1%となる企業）の頻度によって定量化される。53 ICAEW [2014] の第3章は、IFRS の適用が利益調整に与える影響を扱った実証研究の包括的なレビューを行っている。そして、研究ごとにサンプルや分析期間、分析手法が異なり、実証結果も一貫していないため、一般的な結論を導き出すのは困難との見解を示している。

動を未然に防ぐ効果が期待されよう⁵⁴。もっとも、その効果が本節で取り上げた問題を十分に解決するほど大きいかどうかは、実証結果が示すとおり、必ずしも定かではない。

4. 在外事業体の外貨換算会計基準をめぐる論点

前節までにおいては、会計実務に影響を与える制度的要因や多国籍企業の会計行動、すなわち会計基準がどのように適用されるかという観点から、会計基準の国際的統一のみでは解決し得ない課題等について検討を行った。これに続き本節では、IFRS そのものに焦点を当て、そこに内在する論点について整理を行う。

繰り返して述べてきたとおり、会計基準の統一が図られる主たる意義の1つは、比較可能性の向上等を通じて、投資家の意思決定に有用な情報が提供される点にある。もっとも、統一される会計基準に経営者の裁量の余地が少なからず残されているとすれば、比較可能性が担保できていないおそれがあるほか、会計基準が企業の実態を正確に反映できていない場合においても、有用な会計情報が提供されない可能性もある。この点、多国籍企業においては、在外事業体⁵⁵の現地通貨建財務諸表を連結する目的から、それを本国通貨建に換算することが、財務報告上きわめて重要なプロセスとなる。そのため、同プロセスを規定する会計基準の内容いかんによっては、多国籍企業の連結財務諸表における比較可能性、ひいては有用性に大きな影響が及び得る。本節ではこうした問題意識のもと、外貨換算会計基準を取り上げ⁵⁶、仮に本邦多国籍企業がIFRSの適用により会計基準の国際的統一を図ったとしても、引き続き残存し得る論点について、検討していく。

以下ではまず、各国会計基準で採用されている複数の外貨換算会計処理の概要や考え方を整理したうえで、いずれの会計処理を適用するのかを決定する複数のアプローチを確認する。そのうえで、仮に現在IFRSで採用されている機能通貨アプローチを適用する場合において、どのような論点が問題となり得るのかについて、

54 例えば、Shroff, Verdi, and Yu [2014] では、IFRS を適用している国で活動する海外子会社ほど、現地の成長機会に迅速に対応した投資を行うという実証結果が示されている（脚注 48 を参照）。また金融庁 [2015] は、IFRS を任意適用した本邦企業（適用予定であることを公表した企業を含む）を対象に、アンケート調査を実施した。そこでは、回答を寄せた 65 社のうち最多の 29 社が、「任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリット」として「海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ」を挙げている。

55 ここでは、在外支店と在外子会社を含む概念として用いることとする。

56 外貨換算会計は、①在外事業体の換算という、多国籍企業特有の議論を含んでいるほか、②後述のとおり、「原則主義」といった、IFRS に象徴的な特徴を有していることから、「仮に本邦多国籍企業がIFRSを適用した場合」の課題を論じるのに適していると考えられる。そのため本節では、在外事業体の外貨換算会計基準を取り上げ、議論を展開することとする。

検討していくこととする。

(1) 在外事業体にかかる外貨換算会計処理

在外事業体の現地通貨建財務諸表を換算する際の会計処理については、IFRS、米国基準、日本基準とも、いわゆる「テンポラル法」または「決算日レート法」のいずれかによることが規定されている⁵⁷。また、いずれの会計処理においても、在外事業体の事業活動をどのようにみるのか、すなわち、在外事業体における財務活動や営業活動といった一連の事業活動を、本国の本社に従属したものとみるのか、独立したものとみるのかを念頭に置いた処理方法となっている。以下ではまず、両会計処理の基本的な処理方法や、両者において想定されている在外事業体の事業活動について、確認していくこととしたい。

イ. テンポラル法

テンポラル法は、在外事業体の活動を、本国における本社の出先機関のように、本社に従属したものとして捉える、いわゆる「本国主義」に基づく会計処理と位置付けられる。本国主義のもとでは、在外事業体の財務諸表における構成要素は、本社の財務諸表の一部として意味を持つと考えられるため、在外事業体の事業活動を、あたかも本社が行ったものとみなした会計処理が合理的といえる。そのためテンポラル法では、外貨で測定された資産を、その属性に応じて複数の為替レートを使い分けるといった手法が用いられている。具体的には、投下資金を測定属性とし取得原価で測定される資産（土地・建物等の事業用資産）、および損益項目は、取引日の為替レートにより換算がなされる一方、換金価値を測定属性とし公正価値で測定される資産（売買目的有価証券等）は、決算日の為替レートにより換算がなされる。

テンポラル法のもとでは、換算によって生じる差額が、全額損益計算書において為替差損益として認識される⁵⁸ こととなる。そのため、多くの在外事業体を有する企業にとっては、為替変動が激しい時期において純利益のボラティリティが大きくなるという側面がある⁵⁹。

.....
57 これらのほかに、貨幣資産に決算日レートを適用し、非貨幣資産に取得日レートを適用する貨幣・非貨幣法、流動資産に決算日レートを適用し、非流動資産に取得日レートを適用する流動・非流動法等が存在する。

58 取得原価で測定される資産から為替差損益が生じることはないが、これは実際の取引が生じない限り損益を認識しない取得原価主義会計の理論から説明できる。すなわち、為替相場の変動は、外国通貨という実物資産に生じた価格変動であるため、その影響を認識する必要はないものと解される（白鳥 [1984] 88 頁）。

59 かつての米国基準では、原則としてテンポラル法により在外事業体の換算処理を行うことを規定していた（FASB [1975]）ものの、為替差損益が純利益に与える影響等を懸念した実務界からの反発も

また、特に為替相場の変動が激しい際には、いわゆる「換算のパラドックス⁶⁰」が生じ得ることが、同会計処理の問題点として頻繁に指摘されてきた。すなわち、テンポラル法においては、換算前の海外事業体が黒字であるにもかかわらず、本国通貨への換算後には、利益がマイナスとなってしまう（あるいはその逆）といったことが生じ得るため、在外事業体の業績を適切に反映できていないとの批判である。ただし、こうした指摘については、テンポラル法が念頭に置いている在外事業体の事業活動を勘案すれば、必ずしも整合的とはいえないようにも考えられる。すなわち、テンポラル法では、在外事業体の事業活動が親会社に従属的であるという前提を置いており、そうした事業活動においては、本国通貨による資金投下と回収を意図していることも想定される。そこでは、本国通貨で測定した投下資金額を超えた余剰が利益となり、現地通貨で測定された留保利益額は、親会社株主への配当可能額を表してはいない⁶¹。そのため、現地通貨で測定した業績の符号が正であっても、本国通貨でみれば投下資金の回収に失敗しているようなケースは十分にあり得ることから、テンポラル法において「換算のパラドックス」が生じることは、むしろ理論的には整合的であるとも考えられる。換言すれば、テンポラル法は、営業活動だけではなく、資金の調達から資金の回収に至るまでの一連の事業活動について、親会社に従属しているような事業体を想定した会計処理だといえよう。

ロ. 決算日レート法

決算日レート法は、在外事業体の活動を、本国における本社とは独立したものとして捉える、いわゆる「現地主義」に基づく会計処理と考えられている。現地主義のもとでは、在外事業体の決算書はそれ自体が意味を持つものと考えられるため、可能な限りそのままのかたちで財務諸表項目を換算する必要がある。そのため決算日レート法では、資本項目を除いた現地通貨建財務諸表項目の全てに決算日レートを適用し換算を行うことで、外貨で測定された在外事業体の業績や財務比率が換算後も維持される仕組みとなっている。

あつて、基準の改正を余儀なくされた。この点については、「外貨換算会計基準の変遷は、より良い換算会計処理の探求というよりは、政治的に決定されてきたといえる」（小野 [1998]）といった指摘もある。

- 60 「換算のパラドックス」を回避する観点等から、日本で1995年まで用いられていたのが、「修正テンポラル法」である。同法では、テンポラル法と同様に外貨で測定された財の属性を維持しながらも、当期利益と期末留保利益には決算日レートを適用するほか、換算により生じる貸借対照表上の差額を、資産・負債の部において「為替換算調整勘定」として認識することで、「換算のパラドックス」が生じない工夫が施されていた。
- 61 この点、Revsine [1984] は、「在外事業体は、親会社が外貨建取引を行うための導管 (conduit) として機能するため、通常の外貨建取引を行った場合と同様の財務的帰結が得られるよう、テンポラル法を適用することが理に適っている」としている。他方、現地通貨による資金投下と回収を意図するのであれば、現地通貨で測定された利益が配当可能額となり、その実態を反映するために、後述の決算日レート法を適用することが合理的といえよう。

決算日レート法においては、現地通貨建財務諸表の構成比率が維持されるため、「換算のパラドックス」の問題が生じることはない。このほか、金融負債と非貨幣性資産のヘッジ効果を財務諸表に適切に反映することが可能であるとか、取引日レートの管理を必要とするテンポラル法に比して事務コストが小さく、監査上の検証可能性も高いという実務的な長所も指摘されている。

なお、同法による換算後の資産価額は、当該資産をその時点で売却することで得られるキャッシュ・フローの目安になると主張されることが多く、公正価値会計の一環とみなされることが多いが、その正当性については疑問視する向きもある。また、同法のもとでは、資本項目にのみ取引日レートを適用することから貸借に不一致が生じ、それを調整するための「為替換算調整勘定」が計上されることとなる。同勘定については、IFRS、米国基準、日本基準とも、資本（純資産）の部に認識しているものの、その理論的な整合性や投資意思決定に与える意味については、未だ整合的なコンセンサスの得られていない問題となっている。これらの点については、本節（3）で改めて後述する。

（2）適用する外貨換算会計処理を決定するアプローチ

本節（1）では、現行会計基準で広く用いられている、テンポラル法と決算日レート法について概観した。そこで確認された重要な点は、実務上や理論上の課題等を抱えつつも、両会計処理が、在外事業体における事業活動の、本国親会社に対する従属性に着目し、それを連結財務諸表に反映させる役割を担っているということであろう。したがって、在外事業体の財務報告上、両会計処理を使い分けるうえでは、在外事業体の活動をどのようなメルクマールで分類するのかが、ポイントといえそうである。そこで以下においては、テンポラル法と決算日レート法のどちらを適用するのかを決定するアプローチについて考察する。

イ．法形態に着目したアプローチ

わが国では、在外事業体の法形態、すなわち、在外支店か在外子会社かによって、外貨換算会計処理を使い分けている。具体的には、在外支店については、親会社の延長的な性格を有するとされており、そこで行われた取引は、親会社が行った現地通貨建取引とみなされる。そのため、わが国の「外貨建取引等会計処理基準」では、在外支店の現地通貨建財務諸表は、原則としてテンポラル法によって換算される旨、規定されている。他方、在外子会社については、親会社と独立に経営を行う事業体とみなされるため、現地通貨にて測定された業績は換算後も維持される必要がある。そのため「外貨建取引等会計処理基準」では、在外子会社の現地通貨建財務諸表を決算日レート法によって換算することとしている。

同アプローチは、在外事業体の法形態をもとに会計処理方法を画一的に決定するため、財務諸表作成にかかるコストが低いほか、検証可能性といった点においても優れた手法と考えられる。

もっとも、本邦企業が支店、子会社のどちらの形態で海外進出するのかを判断する際には、さまざまな要因が勘案されるはずであるため、両者の違いは、必ずしも会計処理が想定しているような在外事業体の実態を表現しないようにも思われる。例えば、課税負担への影響を考慮して進出形態が選択される可能性があるほか、事業体設立の際の申請手続きや審査内容は国により異なる中、支店形態での手続きが煩雑な国や、そもそも認めていない国も存在する。このように、手続き上の理由等が進出形態を決定する大きな判断材料となっているケースにおいては、支店、子会社といった法形態は、会計処理が想定するような在外事業体の実態、すなわち在外事業体の事業活動の従属性とは合致していない可能性があると考えられる。

ロ. 経済的実質に着目したアプローチ（機能通貨アプローチ）

機能通貨アプローチとは、在外事業体の事業活動の親会社に対する従属性を、「機能通貨」という概念をメルクマールとして判断する手法で、1981年より米国基準、2001年からはIFRSでも採用されている⁶²。同アプローチを最初に導入した米国財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards: SFAS）第52号「外貨換算」では、機能通貨を、「企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨⁶³」（par. 5）と定義している。そして、在外事業体の機能通貨が親会社の本国通貨と判断される場合においては、在外事業体の活動は、「親会社の事業活動の直接的かつ不可分な要素、または延長」（par. 81）であると考えられることから、テンポラル法が適用される。他方、機能通貨が現地通貨であるケースでは、在外事業体の活動は、「特定の国または経済環境において比較的自己充足のかつ不可分」（par. 80）であるため、決算日レート法が適用される⁶⁴。なお、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」においても、「報告企業の営業活動の延長線上にあるかのように事業を行っている不可分な在外営業活動体が、親会社とは異なる主たる経済環境で営業活動を行うというのは矛盾する」としたうえで、このような事業体の機能通貨は本国通貨となる旨述べている（par. BC6）。このようにIFRSでも、基本的には、機能通貨を在外事

62 従前IFRSでは、「状況的アプローチ」と呼称される手法、具体的には、在外事業体を「従属的事业体」と「独立的事业体」に分類し、前者にテンポラル法を、後者に決算日レート法を適用するアプローチを採用していた。事業体の分類に当たっては、機能通貨アプローチ同様、通貨に着目するほか、在外事業体に付与される自治権の程度等、より多くの指標を用いて実態を把握することが求められる。この点、機能通貨アプローチを「状況的アプローチの具体的な適用形態の1つ」（井上[2010] 218頁）とみる向きもある。

63 IAS第21号「外国為替レート変動の影響」でも、同様に定義付けられている（par. IN9）。

64 なお、本国通貨でも現地通貨でもない通貨が機能通貨とされた場合、テンポラル法によって機能通貨への換算を行った後、決算日レート法により本国通貨へ換算することになる。

業体の事業活動の親会社に対する従属性を図るメルクマールとして捉えていると考えられる。

機能通貨アプローチを採用する目的について、SFAS 第 52 号では、「為替レートの変動が、企業のキャッシュ・フロー、および持分に与えると期待される経済的影響について、一般的に首尾一貫した情報を提供する」(par. 4) としているように、同アプローチは、法形態に着目したアプローチに比して在外事業体の実態を財務諸表により適切に反映するものと考えられる。もっとも、本節 (3) でみるように、実務上、機能通貨を決定する際には、複数の観点から問題点が指摘されている。

(3) 機能通貨アプローチをめぐる論点

前述のとおり、外貨換算会計処理を使い分ける際、わが国では法形態に着目したアプローチがとられている一方、IFRS では機能通貨アプローチが採用されている。したがって、仮にわが国において IFRS の適用が促進されるのであれば、本邦多国籍企業の財務報告は機能通貨アプローチへの変更に伴う影響を受けることとなる。前述のとおり、機能通貨アプローチには、在外事業体の実態を財務諸表により適切に反映できるという意味で望ましい面があるが、いくつか留意すべき点もあると考えられる。そこで以下では、機能通貨アプローチに内在する論点等について、改めて整理しておきたい。

まず、機能通貨の選択が基準の意図通りに行われず、在外事業体の実態を財務諸表に適切に反映できなくなるリスクを指摘する声がある。例えば、Revsine [1984] は、基準で示されている機能通貨の複数の指標それぞれが現地通貨または本国通貨のどちらに当てはまるのかを、経営者が形式的に数えることにより判断することで、機能通貨アプローチの目的が達成されなくなるリスクを指摘している。また、Nobes [2006] は、英国における実務において、在外事業体が所在する国の通貨、すなわち現地通貨が機能通貨であるという理解があり、決算日レート法が一般的に用いられていたことを紹介している。また、IFRS の機能通貨の判断指標自体に対する批判もある。具体的には、IAS 第 21 号では、機能通貨を判断する際に考慮すべき指標として、営業上のキャッシュ・フローといった優先的に考慮すべき要因と、追加的に考慮すべき要因のヒエラルキー⁶⁵ を設けている (pars. 9-11)。この点、企業会計基準委員会 (ASBJ) [2015] では、資金調達や税金支払い、さらには配当の財源として留保する通貨も、機能通貨を判断するうえでは重要な要因となる場合があると考えられるため、「営業上のキャッシュ・フローを優先するのではなく、全て

65 IAS 第 21 号では、機能通貨を決定する際、「財、およびサービスの販売価格に主に影響を与える通貨」(par. 9) 等を考慮するとしうえて、財務活動により資金が創出される通貨や営業活動からの入金額を保持する通貨も、「企業の機能通貨についての証拠となる可能性がある」(par. 10) としている。

の主要な要因を総合的に判断するように IAS 第 21 号の規定におけるヒエラルキーを見直すことを求めるべき」(別紙 par. 12) とする意見があることを紹介している。先に述べたとおり、テンポラル法、および決算日レート法は、在外事業体の事業活動、すなわち、資金調達から営業活動、さらには資金回収に至るまでの一連の事業活動の、親会社に対する従属性を念頭に置いた会計処理と考えられる。そのため、仮に営業活動のみに焦点を当てて機能通貨が判断されることとなれば、両会計処理が想定する在外事業体の従属性と合致せず、結果として企業の経済実態を財務諸表に適切に反映できなくなる可能性があるといえよう⁶⁶。

他方、機能通貨アプローチに対する批判として、会計基準を適用する実務に幅があることも頻繁に指摘されている。すなわち、選択される機能通貨によって為替リスクにさらされる範囲や各期の利益額が大きく変わるため、経営者が恣意的に機能通貨を決定するインセンティブを持つことに起因する問題である。例えば、現地通貨を機能通貨とし、決算日レート法を適用すれば、為替換算差額は「その他の包括利益」として貸借対照表の純資産の部に計上されるため、純利益のボラティリティを抑制することができる⁶⁷。この点、Arnold and Holder [1986] は、米国における 22 社の財務担当役員に面接調査を行った結果として、ほとんどの企業が機能通貨の決定プロセスには自由裁量の余地があると考えていることを確認している。そして、機能通貨の選択に当たっては、多くの企業が財務報告に与える影響を勘案したうえで判断を行っていることを指摘している。また、Doupnik and Evans [1988] は、米国多国籍企業 180 社に対して、在外事業体の営業活動や財務活動に関するアンケート調査を実施した結果、機能通貨の選択に当たっては、現地通貨を選択するバイアスがかかっている可能性があるとして指摘している⁶⁸。そのうえで、経営者は利益平準化を指向するため、換算差額を当期純利益に含めることを避けることができる換算方法を好む傾向があると結論付けている。

最後に、本邦企業においては、先に紹介した Nobes [2006] の英国企業に関する指

66 このほか、機能通貨の選択が実務上適切に行われていないことを示唆する研究として、Mehta and Thapa [1991]、Nobes [2006] 等がある。

67 逆に、テンポラル法を適用することによって、本国通貨の価値が下落(上昇)している時に本国(現地)通貨を機能通貨とし、純利益を増加させることができる。ただし、一度選択した機能通貨は機会主義的に変更できない中 (IAS 第 21 号 par. 36)、将来的には為替相場が反転するリスクもあるため、こうした為替換算会計を用いた利益操作の誘因は小さいとの見方もある (Revsine [1984])。なお、在外事業体に対する持分が減少(清算等)しない限り、累積した為替換算調整勘定は、「その他の包括利益」から純利益への振替え(リサイクリング)がなされることがないと考えられるため、テンポラル法と決算日レート法のそれぞれを用いた場合に生じる純利益の差異は、長期間に亘って解消されない可能性がある。

68 具体的には、在外事業体の営業活動や財務活動における、現地経済や親会社に対する従属性等 10 項目についてアンケートを実施している。その結果、現地通貨を機能通貨としている在外事業体 338 のうち、機能通貨の判断が適切であったといえるのは 126 にすぎないとしている。一方で、本国通貨(ドル)を機能通貨としている在外事業体 102 については、99 について、適切な機能通貨の選択がなされたことを報告している。

摘同様、仮に機能通貨アプローチを導入した際には、多くの企業において、現地通貨が機能通貨と判断される可能性がある。この点、現在 IFRS を採用している本邦企業のうち、在外事業体の換算に関する情報が有価証券報告書に記載されている 61 社についてみると、54 社が決算日レート法を適用しているほか、7 社が決算日レート法とテンポラル法の併用をうかがわせる記載を行っている（同 7 社のうち 2 社については、原則として決算日レート法を適用している旨を明記）。このように、現状、本邦企業の大多数では、機能通貨として現地通貨が選択され、決算日レート法による在外事業体の換算が行われていることが推察される。

現地通貨が機能通貨と判断される場合には、現状テンポラル法が適用されている在外支店についても、決算日レート法による換算が行われることとなる。しかしながら、為替換算調整勘定を「その他の包括利益」として資本（純資産）の部に計上することについては、その正当性について不透明な点も少なくない。すなわち、決算日レート法のもとで計上される為替換算調整勘定は、未実現損益として資本（純資産）の部に計上される⁶⁹ものの、資本（純資産）の部に計上される為替換算調整勘定の価額は、仮に在外事業体の売却等を通じて換金した際に計上される損益を表していない等、同会計処理については疑問の声も聞かれる。この点、Selling and Sorter [1983] は、現地通貨建財務諸表では取得原価で測定されている資産を決算日レートで換算した価額は、取得日または将来におけるキャッシュ・フローのどちらに関する情報も提供しないことから、その意味について疑問を呈している。また、大日方 [2012] は、流動性のない換算差額である為替換算調整勘定を損益と捉えることの意味が明らかでない旨を指摘している。さらに、同勘定の残高や期中変動差額と株価との関係が多く先行研究にて検証されているものの、その結果はまちまちであり、その価値変動の情報が意味のあるものといえる状況ではないともしている。このように、為替換算調整勘定については、「その他の包括利益」として計上することの理論的根拠や、会計数値としてのそもそもの有用性について、未だコンセンサスの得られていない論点を含んだものとなっている。

このように、IFRS が採用する機能通貨アプローチでは、企業活動の実態がより適切に財務諸表に反映されることが期待されるが、その適用に当たっては、経営者による裁量行動や、機能通貨の判断に当たっての指標が外貨換算会計処理において想定する企業の経済実態と整合的かどうかについて、留意が必要である。

.....
69 SFAS 第 52 号 par. 113 ほか。

5. おわりに

本稿では、多国籍企業の財務報告について、3つの視点（会計実務に影響を与える制度的要因、組織構造の複雑性を背景とした会計的裁量行動（利益調整）、在外事業体の外貨換算会計基準）から、会計基準の統一のみでは解決し得ない課題や制約等の整理、検討を行った。そこで確認された課題は、多国籍企業の会計実務は、会計を取り巻く制度的要因、具体的には税制や金融システム、監査等によって大きく異なり得ること、また、組織構造が複雑であるがゆえに、経営者による会計的裁量行動の影響を受けやすいということであった。また、4節でみたとおり、現在、会計基準の国際的調和の中心的な役割を担っている IFRS そのものについても、重要な適用上の留意点があること等も確認された。そしてこれらの課題は、一部については、会計基準の統一により緩和されるとの見方を示す先行研究もみられるものの、基本的には、仮に会計基準を統一した場合においても残存するものと考えられる。

もっとも、本稿で指摘した課題は、会計基準の国際的調和という現在の潮流や、IFRS の内容自体を否定するものでは決してない。企業活動のグローバル化の動向にかんがみれば、会計基準の国際的調和は必要な取組みと考えられる。また、4節でみた機能通貨アプローチのように、企業活動の実態を反映するような会計基準に世界的に一本化していくことで、国際資本市場における企業の財務報告の比較可能性、ひいては有用性を高めようとする IASB の取組み自体も、肯定的に受け止め得る。

そのうえで、本稿から得られる重要な示唆は、会計基準の国際的調和からもたらされる便益と制約等を改めて認識しておく必要があるということである。そしてこうした認識は、今後、わが国において日本基準と IFRS のコンバージェンスをさらに促進していくのか、あるいは IFRS の強制適用や個別財務諸表への適用にまで踏み切るのかといった点を議論する際には、より一層重要なものとなろう。この点、取引の収益認識にかかる基準である IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」が 2018 年 1 月 1 日以降開始する事業年度より適用される予定である。IFRS 第 15 号のもとでわが国において連単分離が維持可能であるかどうか懸念されているように、会計基準の国際的調和に対してどのように向き合っていくべきかについては、まさに差し迫った問題として存在している⁷⁰。同基準も含め、今後わが国において会計基準の国際的調和に関する議論を行う際には、調和に伴う便益が、本稿で

70 平成 26 年 12 月 15 日に開催された企業会計審議会第 1 回会計部会における久保誠委員、逆瀬重郎委員、橋本尚委員の発言等を参照 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/gijiroku/kaikei/20141028.html)。

指摘してきた制約を勘案してもなお、それに伴うコスト⁷¹を上回るかどうかを、慎重に見極めていく必要がある。加えて、財務諸表の利用者も、今後、会計基準の国際的調和が図られていく過程においては、こうした制約をしっかりと理解したうえで、財務諸表を利用していくことが求められよう。

最後に、今後の研究課題を3点挙げておきたい。まず本稿では、制度的要因が多国籍企業の会計実務に与える影響等を検討するに当たっては、国ごとの制度の違いが会計実務に与える影響等に関する先行研究をヒントに、類推するかたちをとっている。すなわち、「先行研究において、異なる制度的背景を持つ国に所在する企業では会計実務が異なることが示唆されるため、多国籍企業については、どの国に所在する企業を連結対象に含めるかによって会計実務が異なるはず」との類推である。そのため、多国籍企業そのものを取り上げ、本稿で指摘したような結論が得られるかどうかを検証する必要がある⁷²。2点目として、本稿では先行研究のレビューを通じて各論点についての整理を行ったものの、そこで扱った論点については、コンセンサスが得られていないものも少なからず含まれていた。例えば、3節で扱ったIFRS導入が利益調整に与える影響や、4節で扱った為替換算調整勘定に関する論点等がそれに当たる。したがって、今後はこうした論点に関する研究の蓄積が期待される場所である。最後に2節や3節で扱ったIFRS導入に関する先行研究は、その多くが、2005年よりIFRSを強制適用している欧州企業を対象とするものであった。そのため、今後わが国でもIFRSの適用実績が蓄積していく中であって、わが国でも同様の結果が得られるかどうか、得られないとすればどのような要因に起因するのかについて、検証していく必要がある。

.....
71 ここでいうコストとしては、作成者や監査人における会計基準の移行に伴うコストのほか、会計基準そのものから生じる財務報告への影響（例えば、経営者による会計的裁量行動の可能性等）や会計と税制が乖離することに伴うコスト等が考えられる。

72 このような研究の例としては、多国籍企業と国内企業の間、あるいは子会社が所在する国が異なる多国籍企業の間で財務諸表を比較し、会計利益の質に差異がみられるか等を検証することが考えられる。

参考文献

- 秋葉賢一、『エッセンシャル IFRS 第3版』、中央経済社、2014年
- 浅野敬志・大坪史尚、「取得のれんの償却に関する一考察」、『会計』第186巻第4号、森山書店、2014年、60～74頁
- ・古市峰子、「企業のガバナンス構造と会計戦略および企業価値との関連性について」、『金融研究』第34巻第1号、日本銀行金融研究所、2015年、35～98頁
- 池尾和人・柳川範之、「第1章 日本の金融システムのどこに問題があるのか—市場型間接金融による克服—」、池尾和人・財務省財務総合政策研究所編著『市場型間接金融の経済分析』、日本評論社、2006年
- 井上定子、『外貨換算会計の研究』、千倉書房、2010年
- 猪熊浩子、『グローバル化と会計・監査』、同文館出版、2015年
- 薄井 彰、「株式評価における保守的な会計測定の経済的機能について」、『金融研究』第23巻第1号、日本銀行金融研究所、2004年、127～160頁
- 、『会計制度の経済分析』、中央経済社、2015年
- 鷺地隆継、「原則主義への対応と解釈指針の役割」、『企業会計』第61巻第3号、中央経済社、2009年、29～36頁
- 太田康広、「会計基準間の競争とコンバージェンス」、『企業会計』第59巻第3号、中央経済社、2007年、129～141頁
- 小野武美、『外貨換算会計』、新世社、1998年
- 大日方 隆、「第1章 公正価値情報の有用性」、大日方 隆編著『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬』、中央経済社、2012年
- 、『アドバンスト財務会計 第2版』、中央経済社、2013年
- 企業会計基準委員会、『『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の公表にあたって』、2015年（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/endorsement/jmis/20150630_01.pdf、2016年9月23日）
- 金融庁、「IFRS 適用レポート」、2015年（<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1/01.pdf>、2016年9月23日）
- 久保田秀樹、『ドイツ商法現代化と税務会計』、森山書店、2014年
- 斎藤静樹、「会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方」、『金融研究』第30巻第3号、日本銀行金融研究所、2011年、1～18頁
- 首藤昭信、『日本企業の利益調整—理論と実証—』、中央経済社、2010年
- 白鳥庄之助、「取得原価基準と外貨換算」、『会計』第125巻第3号、森山書店、1984年、83～99頁
- 須田一幸、『財務会計の機能—理論と実証—』、白桃書房、2000年

- 徳賀芳弘、「IASBの会計基準設定姿勢の変化とその意味—原則主義アプローチの位置づけの変化—」、『商学論究』第63巻第3号、関西学院大学商学研究会、2016年、111～131頁
- 中里 実、「企業課税における課税所得算定の法的構造（四）」、『法学協会雑誌』第100巻第7号、1983年、89～133頁
- 中野 誠・大坪史尚・高須悠介、「会計上の保守主義が企業の投資水準・リスクテイク・株主価値に及ぼす影響」、『金融研究』第34巻第1号、日本銀行金融研究所、2015年、99～146頁
- 西垣建剛・村主知久、「海外子会社における不正の兆候を察知する10の方法」、『ビジネス法務』2013年2月号、中央経済社、2013年、90～95頁
- 日本公認会計士協会、「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義」、2010年（http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/2-2-20-2-20100615.pdf、2016年9月23日）
- 藤田敬司、「IFRS15号による収益認識と税務」、『経営財務』第3213号、税務研究会、2015年、30～33頁
- 増井良啓、『租税法入門』、有斐閣、2014年
- 村上裕太郎、「Book-Tax Conformityに関する研究」、『企業会計』第68巻第2号、中央経済社、2016年、6～7頁
- Ahmed, Anwer S., Bruce K. Billings, Richard M. Morton, and Mary Stanford-Harris, “The Role of Accounting Conservatism in Mitigating Bondholder–Shareholder Conflicts over Dividend Policy and in Reducing Debt Costs,” *The Accounting Review*, 77(4), 2002, pp. 867–890.
- , Michael Neel, and Dechun Wang, “Does Mandatory Adoption of IFRS Improve Accounting Quality? Preliminary Evidence,” *Contemporary Accounting Research*, 30(4), 2013, pp. 1344–1372.
- Ali, Ashiq, and Lee-Seok Hwang, “Country-Specific Factors Related to Financial Reporting and the Value Relevance of Accounting Data,” *Journal of Accounting Research*, 38(1), 2000, pp. 1–21.
- American Accounting Association’s Financial Accounting Standards Committee (AAA FASC), “A Research-Based Perspective on the SEC’s Proposed Rule—Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) by U. S. Issuers,” *Accounting Horizons*, 24(1), 2010, pp. 139–147.
- Arnold, Jerry L., and William W. Holder, *Impact of Statement 52 on Decisions, Financial Reports and Attitudes*, Financial Executives Research Foundation, 1986.
- Atwood, T. J., Michael S. Drake, and Linda A. Myers, “Book-Tax Conformity, Earnings

- Persistence and the Association between Earnings and Future Cash Flows,” *Journal of Accounting and Economics*, 50(1), 2010, pp. 111–125.
- Ball, Ray, “International Financial Reporting Standards (IFRS): Pros and Cons for Investors,” *Accounting and Business Research*, 2006, pp. 5–27.
- , S. P. Kothari, and Ashok Robin, “The Effect of International Institutional Factors on Properties of Accounting Earnings,” *Journal of Accounting and Economics*, 29(1), 2000, pp. 1–51.
- , Xi Li, and Lakshmanan Shivakumar, “Contractibility and Transparency of Financial Statement Information Prepared under IFRS: Evidence from Debt Contracts around IFRS Adoption,” *Journal of Accounting Research*, 53(5), 2015, pp. 915–963.
- , Ashok Robin, and Gil Sadka, “Is Financial Reporting Shaped by Equity Markets or by Debt Markets? An International Study of Timeliness and Conservatism,” *Review of Accounting Studies*, 13(2–3), 2008, pp. 168–205.
- Barth, Mary E., Wayne R. Landsman, and Mark H. Lang, “International Accounting Standards and Accounting Quality,” *Journal of Accounting Research*, 46(3), 2008, pp. 467–498.
- Beuselincx, Christof, Stefano Cascino, Marc Deloof, and Ann Vanstraelen, “Earnings Management within Multinational Corporations,” 2016 (available at SSRN: https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1599678).
- Black, Dirk E., Shane S. Dikolli, and Scott D. Dyreng, “CEO Pay-for-Complexity and the Risk of Managerial Diversion from Multinational Diversification,” *Contemporary Accounting Research*, 31(1), 2014, pp. 103–135.
- Blaylock, Bradley, Fabio Gaertner, and Terry Shevlin, “The Association between Book-Tax Conformity and Earnings Management,” *Review of Accounting Studies*, 20(1), 2015, pp. 141–172.
- Brown, Philip, John Preiato, and Ann Tarca, “Measuring Country Differences in Enforcement of Accounting Standards: An Audit and Enforcement Proxy,” *Journal of Business Finance & Accounting*, 41(1–2), 2014, pp. 1–52.
- Bushman, Robert, Qi Chen, Ellen Engel, and Abbie Smith, “Financial Accounting Information, Organizational Complexity and Corporate Governance Systems,” *Journal of Accounting and Economics*, 37(2), 2004, pp. 167–201.
- Choi, Jongmoo J., Takato Hiraki, and James A. Landi, “The Value of Multinationality and Business Group for Japanese Firms,” *Journal of Corporate Finance*, 29, 2014, pp. 88–110.
- Dechow, Patricia M., Weili Ge, and Catherine Schrand, “Understanding Earnings Quality: A Review of the Proxies, Their Determinants and Their Consequences,” *Journal of*

- Accounting and Economics*, 50(2–3), 2010, pp. 344–401.
- , ———, Chad R. Larson, and Richard G. Sloan, “Predicting Material Accounting Misstatements,” *Contemporary Accounting Research*, 28(1), 2011, pp. 17–82.
- , Richard G. Sloan, and Amy P. Sweeney, “Causes and Consequences of Earnings Manipulation: An Analysis of Firms Subject to Enforcement Actions by the SEC,” *Contemporary Accounting Research*, 13(1), 1996, pp. 1–36.
- De Franco, Gus, S. P. Kothari, and Rodrigo S. Verdi, “The Benefits of Financial Statement Comparability,” *Journal of Accounting Research*, 49(4), 2011, pp. 895–931.
- Denis, David J., Diane K. Denis, and Keven Yost, “Global Diversification, Industrial Diversification, and Firm Value,” *The Journal of Finance*, 57(5), 2002, pp. 1951–1979.
- Desai, Mihir A., “The Degradation of Reported Corporate Profits,” *Journal of Economic Perspectives*, 19(4), 2005, pp. 171–192.
- Douppnik, Timothy, and Thomas G. Evans, “The Functional Currency Determination: A Strategy to Smooth Income,” *Advances in International Accounting*, 2, 1988, pp. 171–182.
- Dyreg, Scott D., Michelle Hanlon, and Edward L. Maydew, “Where Do Firms Manage Earnings?,” *Review of Accounting Studies*, 17(3), 2012, pp. 649–687.
- Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Standards No. 8 Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, FASB, 1975.
- Guenther, David A., and Danqing Young, “The Association between Financial Accounting Measures and Real Economic Activity: A Multinational Study,” *Journal of Accounting and Economics*, 29(1), 2000, pp. 53–72.
- Hail, Luzi, Christian Leuz, and Peter Wysocki, “Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the U. S. (Part I): Conceptual Underpinnings and Economic Analysis,” *Accounting Horizons*, 24(3), 2010, pp. 355–394.
- Hanlon, Michelle, Edward L. Maydew, and Terry Shevlin, “An Unintended Consequence of Book-Tax Conformity: A Loss of Earnings Informativeness,” *Journal of Accounting and Economics*, 46(2–3), 2008, pp. 294–311.
- Holthausen, Robert W., “Accounting Standards, Financial Reporting Outcomes, and Enforcement,” *Journal of Accounting Research*, 47(2), 2009, pp. 447–458.
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW), “The Effects of Mandatory IFRS Adoption in the EU: A Review of Empirical Research,” ICAEW, 2014.
- International Accounting Standards Board (IASB), “Preface to International Financial Reporting Standards (revised in 2010),” IASB, 2010a.
- , “Conceptual Framework for Financial Reporting,” IASB, 2010b.

- Jamal, Karim, and Hun-Tong Tan, “Joint Effects of Principles-Based versus Rules-Based Standards and Auditor Type in Constraining Financial Managers’ Aggressive Reporting,” *The Accounting Review*, 85(4), 2010, pp. 1325–1346.
- Jensen, Michael C., and William H. Meckling, “Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure,” *Journal of Financial Economics*, 3(4), 1976, pp. 305–360.
- Kim, Bongjin, John E. Prescott, and Sung Min Kim, “Differentiated Governance of Foreign Subsidiaries in Transnational Corporations: An Agency Theory Perspective,” *Journal of International Management*, 11(1), 2005, pp. 43–66.
- Kleinman, Gary, Beixin Betsy Lin, and Dan Palmon, “Audit Quality: A Cross-National Comparison of Audit Regulatory Regimes,” *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, 29(1), 2014, pp. 61–87.
- Kvaal, Erlend, and Christopher Nobes, “International Differences in IFRS Policy Choice: A Research Note,” *Accounting and Business Research*, 40(2), 2010, pp. 173–187.
- , and ———, “IFRS Policy Changes and the Continuation of National Patterns of IFRS Practice,” *European Accounting Review*, 21(2), 2012, pp. 343–371.
- La Porta, Rafael, Florencio Lopez-De-Silanes, Andrei Shleifer, and Robert W. Vishny, “Legal Determinants of External Finance,” *The Journal of Finance*, 52(3), 1997, pp. 1131–1150.
- Leuz, Christian, Dhananjay Nanda, and Peter D. Wysocki, “Earnings Management and Investor Protection: An International Comparison,” *Journal of Financial Economics*, 69(3), 2003, pp. 505–527.
- Luo, Yadong, “Corporate Governance and Accountability in Multinational Enterprises: Concepts and Agenda,” *Journal of International Management*, 11(1), 2005, pp. 1–18.
- Magee, Robert P., and Mei-Chiun Tseng, “Audit Pricing and Independence,” *The Accounting Review*, 65(2), 1990, pp. 315–336.
- Mehta, Dileep R., and Samanta B. Thapa, “FAS-52, Functional Currency, and the Non-Comparability of Financial Reports,” *The International Journal of Accounting*, 26, 1991, pp. 71–84.
- Nikolaev, Valeri V., “Debt Covenants and Accounting Conservatism,” *Journal of Accounting Research*, 48(1), 2010, pp. 137–176.
- Nobes, Christopher, “The Survival of International Differences under IFRS: Towards a Research Agenda,” *Accounting and Business Research*, 36(3), 2006, pp. 233–245.
- Pope, Peter F., and Stuart J. Mcleay, “The European IFRS Experiment: Objectives, Research Challenges and Some Early Evidence,” *Accounting and Business Research*, 41(3), 2011, pp. 233–266.

- Revsine, Lawrence, “The Rationale Underlying the Functional Currency Choice,” *The Accounting Review*, 59(3), 1984, pp. 505–514.
- Selling, Thomas I., and George H. Sorter, “FASB Statement No. 52 and Its Implications for Financial Statement Analysis,” *Financial Analysts Journal*, 39(3), 1983, pp. 64–69.
- Shivakumar, Lakshmanan, “The Role of Financial Reporting in Debt Contracting and in Stewardship,” *Accounting and Business Research*, 43(4), 2013, pp. 362–383.
- Shroff, Nemit, Rodrigo S. Verdi, and Gwen Yu, “Information Environment and the Investment Decisions of Multinational Corporations,” *The Accounting Review*, 89(2), 2014, pp. 759–790.
- Shuto, Akinobu, and Takuya Iwasaki, “The Effect of Institutional Factors on Discontinuities in Earnings Distribution: Public Versus Private Firms in Japan,” *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, 30(3), 2015, pp. 283–317.
- Tang, Tanya Y. H., “Does Book-Tax Conformity Deter Opportunistic Book and Tax Reporting? An International Analysis,” *European Accounting Review*, 24(3), 2015, pp. 441–469.
- Trompeter, Greg, “The Effect of Partner Compensation Schemes and Generally Accepted Accounting Principles on Audit Partner Judgement,” *Auditing: A Journal of Practice and Theory*, 13(2), 1994, pp. 56–68.
- Watts, Ross L., and Jerold L. Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall, 1986 (須田一幸訳『実証理論としての会計学』、白桃書房、1991年).
- , and ———, “Positive Accounting Theory: A Ten Year Perspective,” *The Accounting Review*, 65(1), 1990, pp. 131–156.
- Whitaker, Celia, “Bridging the Book-Tax Accounting Gap,” *The Yale Law Journal*, 115(3), 2005, pp. 680–726.